

外注整備共通仕様書  
(市販型車両)

航空自衛隊根室分屯基地

## 共通仕様書目次

### 1 総則

1. 1 適用範囲

1. 2 用語の定義

1. 3 関連文書

### 2 役務に関する要求事項

2. 1 一般

2. 2 整備作業の種類

2. 3 作業内容

2. 4 部品及び材料

2. 5 機能及び性能

2. 6 作業の中止

### 3 品質保証

3. 1 計測器及び試験装置

3. 2 品質保証資料

3. 3 監督及び検査

### 4 その他の指示

4. 1 付属品及び予備品

4. 2 提出書類

4. 3 安全管理

4. 4 環境対策

4. 5 補給手続き

4. 6 保証

4. 7 技術協力

4. 8 不具合等の処置

4. 9 仕様書の疑義

別表第1 車両用特定品目一覧表

別表第2 優良部品一覧表

別冊 車両等検査手順

別紙様式第1 修理内訳書

別紙様式第2 車両作業用紙（一般車両）

別紙様式第3 車両作業用紙（施設、荷役、その他の車両）

別紙様式第4 検査機器等による検査

別紙様式第5 定期点検整備記録簿

別紙様式第6 必要部品及び修理要領明細書

別紙様式第7 官給部品使用明細書

別紙様式第8 材料使用明細書

別紙様式第9 修理不能品発生（見込）報告書

別紙様式第10 車両等員数表

航空自衛隊仕様書			
仕様書の種類	内容による分類	装備品等仕様書	
	性質による分類	個別仕様書	
物品番号		仕様書番号	
品名 又は 件名	外注整備共通仕様書 (市販型車両)	承認	令和2年5月1日
		作成	令和2年2月28日
		改正	令和年月日
		作成部隊等名	第26警戒隊

1. 総則

1. 1 適用範囲

(1) この仕様書は、根室分屯基地が行う市販型車両（以下「車両等」という。）の外注整備について、契約相手方が実施する共通事項について規定する。

(2) この仕様書に規定する内容と個別仕様書に規定する内容が相違する場合は、個別仕様書を優先する。

1. 2 用語の定義

この仕様書及びこの仕様書を適用する個別仕様書において用いる用語の定義は次による。

(1) 個別T.O等 個別T.O等とは、次に示すものをいう。

(a) 当該車両に適用する技術指令書（J.T.O）

(b) 製造会社取扱説明書等（製造会社が車両等の整備を目的として作成した取扱説明書、修理書、オーバーホール指令、整備基準、整備指導書、部品目録及び図画等で、整備作業の基準となるもの）

(2) 車両等 車両等とは、航空自衛隊車両等整備基準（J.T.O 00-10-9）の第1-2表に示す車両及びその構成品、部品、付属品及び予備品をいう。

(3) 修理不能 修理不能とは、個別仕様書に特に規定がない限り、修理に必要な部品材料費（官給品を含む。）及び役務費を含む総費用が新品取得価格の65%以上となる場合

(4) 契約担当官等 契約担当官等とは、千歳基地第2航空団会計隊長又は契約担当官代理をいう。

(5) 監督 監督とは、監督官が契約の履行中において、部品等の品質、行程の管理及びその他必要な事項について契約上の要求事項に適合するか否かを確認するため、立会及び指示等を行うことをいう。

(6) 検査 検査とは、装備品の品質及び数量等が当該契約の要求事項に適合するか否かを確認し合格又は不合格の判定を行うことをいう。

1. 3 関連文書

品 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
仕様書に引用する次の文書は、この仕様書に規定する範囲内において、この仕様書の一部をなくすものであり、入札書又は、見積書の提出時における最新版とする。	
1. 3. 1 引用文書	
(1) 法令等	
環境基本法（平成5年法律第91号）	
大気汚染防止法（昭和43年法律第97号）	
水質汚染防止法（昭和45年法律第138号）	
道路運送車両法（昭和26年法律第185号）	
道路運送車両法施行規則（昭和26年運輸省令第74号）	
道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）	
自動車点検基準（昭和26年運輸省令第70号）	
自動車の点検及び整備に関する手引（昭和58年運輸省告知第123号）	
自衛隊の使用する自動車に関する訓令（昭和45年防衛庁訓令第1号）	
航空自衛隊装備品等整備規則（昭和46年航空自衛隊達第10号）	
航空自衛隊調達規則（J A F R 1 2 4）	
航空自衛隊物品管理補給手続（J A F R 1 2 5）	
優良自動車部品の採用について（空幕調達第275号40.11.8）	
(2) 技術指令書	
航空自衛隊装備品等共通整備基準（J. T. O 00-10-1）	
航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O 00-10-9）	
車両等の塗装及び標識（J. T. O 36-1-3）	
車両等検査要項（J. T. O 36-1-6）	
車両等の防錆処置要領（J. T. O 36-1-52）	
個別TO等	
2. 役務に関する要求事項	
2. 1 一般	
整備作業は、次の各号に示す要求事項を満足するものとし、整備作業の実施に際しては、車両等の特性、状態を考慮し、整備資源及び整備工数等を経済的かつ効率的に使用して作業を実施しなければならない。	
2. 2 整備作業の種類	
契約相手方の行う整備作業の種類は、次の示すもののうちから個別仕様書で指定する。	
2. 2. 1 定期検査 定期検査は、航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O 00-10-9）に定める	

品 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
I 検査又はM検査を次の工程に従い実施するものとする。なお、保安検査時期においては、修理内訳書（別紙様式第1-1、及び1-2）で規定された場合、保安確認検査も合わせて実施するものとする。ただし、（2）「分解検査」及び（3）「修理等」の作業については、定期検査で分解を要求される部位を除き、自衛隊の使用する自動車に関する訓令の保安基準に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を監督官に報告し指示を得るものとする。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 定期検査</li> <li>(2) 分解検査（保安確認検査）</li> <li>(3) 修理等</li> </ul>	
2. 2. 2 定期点検 定期点検は、道路運送車両法第48条に基づく定期点検（3ヶ月、12ヶ月、24ヶ月）を次の工程に従い実施するものとする。なお、12ヶ月、24ヶ月については、修理内訳書（別紙様式第1-1、及び1-2）で規定された場合、保安確認検査も合わせて実施するものとする。ただし、（2）「分解検査」及び（3）「修理等」の作業については、定期点検で分解を要求される部位を除き、道路運送車両法の保安基準に適合しない状態（おそれがある場合を含む。）にあると認められる場合は、その状態を監督官に報告し指示を得るものとする。	
<ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 定期点検</li> <li>(2) 分解検査（保安確認検査）</li> <li>(3) 修理等</li> </ul>	
2. 2. 3 その他の整備 その他の整備は、定期検査及び定期点検時において2. 2. 1「定期検査」及び2. 2. 2「定期点検」に示された作業以外で、個別仕様書又は、修理内訳書（別紙様式第1-1、及び1-2）で規定した作業を実施するものとする。	
2. 2. 4 計画外整備 計画外整備は、2. 2. 1「定期検査」及び2. 2. 2「定期点検」以外の整備で個別仕様書又は修理内訳書（別紙様式第1-1、及び1-2）で規定した作業を実施するものとする。	
2. 3 作業内容 各工程の作業は、個別仕様書又は、修理内訳書（別紙様式第1-1、及び1-2）で特に規定するほか、次により実施しなければならない。	
2. 3. 1 定期検査 定期検査は、航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O 00-10-9）に定めるI検査又はM検査について、車両等検査要項（J. T. O 36-1-6）に定める車両等検査手順（別冊）に従い、個別仕様書に引用する個別T.O等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認（定期検査に必要な一部分解を含む。）するとともに、結果を航空自衛隊車両等整備基準（J. T. O 00-10-9）に定める車両作業用紙（別紙様式第2又は3）に記録するものとする。なお、保安検査時については、検査機器等によ	

品 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
る検査（別紙様式第4）にも、記録するものとする。	
2. 3. 2 定期点検	定期点検は、自動車点検基準及び自動車の点検及び整備に関する手引きに基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い、車両等が規定の性能を発揮するに必要な作業の要否を確認（定期点検に必要な一部分解を含む。）するとともに結果を自動車点検基準に定められた定期点検整備記録簿（別紙様式第5）に記録する。
2. 3. 3 分解検査	分解検査は、定期検査又は定期点検の結果、判明した要修理箇所を検査するため必要な単位に分解する。また、分解した部品は個別仕様書に引用する個別T.O等に定める整備基準に基づき、目視点検、機能点検又は計測等の作業を行い車両等が規定の性能を発揮するのに必要な修理方法及び交換を要する構成品、部品及び材料（以下部品等という。）を判定する。なお、個別仕様書で示す以外に、整備作業が必要な場合は、その結果を必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第6-1、6-2）又は、必要部品及び修理要領明細書と同等の内容を確認にできる契約相手方が定めた書類に記録し、契約担当官に提出するものとする。なお、分解した部品等は交換をする部品等を除き、必要な清浄度を保持するための処置を行う。
2. 3. 4 修理等	修理等は、2. 3. 3 「分解検査」の判定に基づき、要修理箇所を車両等が規定の性能を発揮するよう修復するため、次の作業を行う。
(1) 交換	交換は、2. 3. 3 「分解検査」で交換を要すると判定された部品等を2. 4 「部品及び材料」により交換する。交換した部品等は、次の書類に記録するものとする。
(a)	官給品の場合：官給部品使用明細書（別紙様式第7-1、7-2）
(b)	会社準備の場合：材料使用明細書（別紙様式第8-1、8-2）又は、材料を明確にする契約相手方が定めた書類
(2) 加工	加工は、要修理部位を交換することなく、要修理品の状態、特性に応じ最も適した方法で行う。
(3) 組立及び調整	組立及び調整は、2. 3. 3 「分解検査」で使用可能品と判定されたもの、又は2. 3. 4. (1)「交換」及び(2)「加工」により修復した部品等を、車両等が規定の性能を得るために適正な手順及び方法により組み立てを行い、必要に応じて各部を調整する。
(4) 潤滑	潤滑は、個別仕様書で特に規定する場合を除き、車両等の必要な部位又は部品等に必要な潤滑効果を得るため、適合した油脂を選定（官給品を除く。）のうえ適正量を給油する。
2. 3. 5 塗装等	
(1) 防鏽、塗装及び標識	塗装及び標識は、個別仕様書で特に指定する場合を除き、車両等の塗装及び標識及び車両等の防鏽処置要領に基づき実施するものとする。実施にあたっては、極力部分塗装とし、全面塗装を実施する場合は、契約担当官等の指示を受けるものとする。
(2) 塗色	塗色は、車両等の塗装及び標識による。ただし、部分塗色を実施する場合には、周辺の塗色

品 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
に極力一致させるものとする。	
2. 4 部品及び材料	
<p>(1) 整備作業に必要な部品・材料は、個別仕様書又は修理内訳書で規定した官給品を覗き、車両等用特定品目一覧表（別表第1）に記載されている品目を除き、契約相手方において準備する。</p> <p>(2) 使用する部品及び材料の規格は、原則として製造会社の純正部品、優良部品（別表第2）及び日本産業規格（JIS）とする。</p> <p>(3) 契約相手方は官給部品等について不具合を発見した場合は、速やかに監督官に報告する。</p> <p>(4) 整備作業において、修理不能品（組部品）が発生し、これの使用可能な部位等が他の組部品の修理等に流用することが可能な場合は、これらの部品を活用し、修理費節減を図るものとする。ただし、流用は同一契約の範囲とする。</p>	
2. 5 機能及び性能	
車両等の整備後の機能及び性能は、個別仕様書に特に規定がある場合を除き、次に示す基準に適合しなければならない。	
<p>(1) 自衛隊の使用する自動車に関する訓令に定める保安基準又は道路運送車両法の保安基準及び自動車点検基準</p> <p>(2) 個別T.O等に示す整備基準</p>	
2. 6 作業の中止	
次に示す場合は、作業を一時中止し、監督官の指示を受けるものとする。	
<p>(1) 整備作業中、当該車両等が修理不能に該当すると判明した場合は、修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第9）を作成し、監督官に提出するものとする。</p> <p>(2) 整備作業中、仕様書又は修理内訳書で規定した以外の要修理箇所を発見した場合</p> <p>(3) 当該車両等を修復するため、仕様書で規定した以外の整備作業中の必要がある場合</p>	
3. 品質保証	
3. 1 計測器及び試験装置	
車両等が要求事項に合致していることを確認するために計測器及び試験装置は、関連法の規定に適合したものでなければならない。	
3. 2 品質保証資料	
契約相手方は、2. 3「作業内容」及び2. 5「機能及び性能」により作成した結果等を品質保証資料として官に提出するものとする。また、これらの写しを契約が完了した会計年度の4月1日から5年間保管し、いつでも参照できる状態にしておかなければならぬ。	

品 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
3. 3 監督及び検査	
<p>外注整備に係る監督及び検査は、契約担当官等の定める監督及び検査実施要領により実施するものとする。</p> <p>また、検査結果不合格の場合は、遅滞なく再整備を実施し検査を受けるものとする。</p>	
4 その他の指示	
4. 1 付属品及び予備品	
<p>付属品及び予備品の整備は、個別仕様書で特に規定した場合を除き原則として整備の対象外とする。なお、車両等員数表（別紙様式第10）により実施するものとする。</p>	
4. 2 提出書類	
<p>契約相手方は、次の書類を提出しなければならない。</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 車両作業用紙（別紙様式第2又は3）、検査機器等による検査（別紙様式第4）</li> <li>2 定期点検整備記録簿（別紙様式第5）</li> <li>3 必要部品及び修理要領明細書（別紙様式第6-1及び6-2）</li> <li>4 官給部品使用明細書（別紙様式第7-1、7-2）</li> <li>5 材料使用明細書（別紙様式第8-1、8-2）又は使用材料に係る契約相手方の定めた書類</li> <li>6 修理不能品発生（見込）報告書（別紙様式第9）</li> <li>7 車両等員数表（別紙様式第10）</li> <li>8 その他契約担当官等が指示するもの。</li> </ol>	
4. 3 安全管理	
<p>契約相手方は、各種試験の実施、危険物及び高圧ガスの製造取扱、その他事故を起こしやすい作業について法令に係るものは当該法令、その他のものは規格等（契約相手方が必要により定めた基準等を含む。）に基づき、適切な安全管理を実施しなければならない。</p>	
4. 4 環境対策	
<p>契約相手方は、契約事項を履行するにあたり、環境基本法及び国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律（環境物品等の調達の推進に関する基本方針）等に基づき可能な限り環境対策を実施しなければならない。ただし、契約の適正な履行を確保できない等、不具合が生じた場合は監督官と調整するものとする。</p>	
4. 5 補給手続き	
<p>補給の手続きについては、個別仕様書で特に規定した場合を除き、次による。</p> <p>（1）車両等の搬入及び搬出、車両等の履行場所への搬入及び搬出は、個別仕様書で特に規定する場合を除き、官側において実施する。ただし、履行場所が根室分屯基地正門より往復30km以上の場合には</p>	

品 名	外注整備共通仕様書（市販型車両）
	、契約相手方の責任において実施するものとする。
(2) 官給品の請求手続	官給品の補給手続き及び官給品の引き渡しについては、監督官の指示による。
(3) 旧部品の返納処置	交換した旧部品は、完成納入時に官側に返納するものとする。
4. 6 保証	
	契約相手方は、次に示す保証を行わなければならない。
(1) 車両等の搬入及び搬出	が契約相手方の責任において実施される場合、契約相手方は自動車保険（自動車損害賠償責任保険及び対人賠償責任保険）に加入する等、保証に必要な措置を講じなければならない。
(2) 車両等の搬入後から搬出時までの一切の保管責任	は、契約相手方の責任とする。
(3) 契約履行中における契約相手方の過失、その他に生じた損害	は、すべて契約相手方の負担とする。
(4) 整備作業が終了し当該車両の受け渡し後、次期検査又は次期点検整備までの期間において機能不良、損害等が発生し、その原因が契約相手方の欠陥に基づくものである場合、契約相手方は無償で再修理の責めを負うものとする。なお、この判定は両者の協議により決定する。	
4. 7 技術協力	
	契約相手方は、次に示す場合には、官に技術等の協力をしなければならない。
(1) 不具合（異状報告）に関する原因、対策及び処置について官から依頼された場合	
(2) 官から技術的事項に関する資料等の提出時の要求があった場合	
4. 8 不具合等の処置	
	契約相手方は、車両等に不具合等が発生した場合は、速やかに監督官に報告するものとする。
4. 9 仕様書の疑義	
	契約相手方は、この仕様書について疑義を生じた場合は、監督官を通じて契約担当官に申し出て協議するものとする。

車両等特定品目一覧表

区分	項目番号	品 目	車両等の区分				
			一般車両		施設車両	荷役車両	その他の
			乗客車	中型車			
エンジン・車体装置	1	エンジン・アッセンブリ	○	○	○	○	○
	2	クラッチ・アッセンブリ		○	○	○	○
	3	インジェクタ・ポンプ・アッセンブリ	○	○	○	○	○
	4	スーパー・チャージャー・アッセンブリ			○	○	○
	5	ラジエーター・アッセンブリ		○	○	○	○
	6	ゼネレーター・アッセンブリ		○	○	○	○
	7	スターター・アッセンブリ		○	○	○	○
	8	トランスマッision・アッセンブリ	○	○	○	○	○
	9	トルク・コンバータ・アッセンブリ	○	○	○	○	○
	10	トランスファ・アッセンブリ	○	○	○	○	○
	11	アクスル・アッセンブリ	○	○	○	○	○
	12	フレーム・アッセンブリ	○	○	○	○	○
	13	スプリング・アッセンブリ		○	○	○	○
	14	キャブ・アッセンブリ	○	○	○	○	○
	15	ボディ・アッセンブリ	○	○	○	○	○
	16	ドア・アッセンブリ		○	○	○	○
ワインチ装置	1	ワインチ・アッセンブリ		○	○	○	
	2	パワーテークオフ・アッセンブリ		○	○	○	
ダンプ装置	1	ホイスト・アッセンブリ			○		
	2	ホイストポンプ・アッセンブリ			○		

注：(1) 車両の区分に対応する車種は航空自衛隊車両等整備基準（J.T.O 00-10-9）の第1-1表に示すところによる。

(2) 「車両等の区分」欄中の各欄において、○印を付した欄に該当する車両等に使用する該当○印を付した行の「品目」欄が、「車両等特定品目」である。

## 優良自動車部品一覧表

空幕調達第275号(40.11.8)

番号	品名	指定銘柄	備考
1	ファンベルト	三ツ星ゴム 横浜ゴム 東海ゴム ブリヂストンタイヤ 阪東調査ゴム 純正各社 高砂ゴム	
2	スパークプラグ	日本特殊陶業 日立製作所 日本電装 純正各社	
3	ランプ	小糸電気 生井工業 市川製作所 鈴木用品 山口部品 井上化学 大同用品 スタンレー電気 ライフ電気 東芝電気 純正各社	
4	ミラー	同上	
5	ライト	小糸電気 生井工業 市川製作所 市金製作所 鈴木用品 白光杏 大同用品 純正各社	
6	ワイパー	朝日製作所 田中計測 三ツ葉電気 マルエス製作所 生井工業 自動車電気 純正品	
7	ホーン	今仙電気 丸八電気 三ツ葉電気 宮本警報器 日本電装 純正品	
8	方向指示器	アボロ工業 新日邦 純正各社	
9	ボール ローラベアリング (専用ベアリングを除く)	日本精工 東洋ベアリング 光洋精工 不二越鋼材 東京ベアリング 大阪ベアリング 純正各社	
10	ガラス	旭ガラス 日本板ガラス 石塚特殊ガラス 藤原工業(株)(株) 藤原工業所 セントラル硝子 純正各社	
11	ライニング (同リベットを含む。)	東京石綿 曙ブレーキ工業 日清紡錠 朝日石綿 三好石綿 久我石綿 日本アスベスト 日伸製作所 日本ブレーキライニング 純正各社	ふそう 日野 日産ディーゼルを除く
12	フェーシング	東京石綿 曙ブレーキ工業 日清紡錠 朝日石綿 三好石綿 久我石綿 日本アスベスト 日伸製作所 純正各社	同上
13	エキゾーストパイプ	泰精板鉄工所 宝栄工業 曙機械 神谷プレス 東京シャーリング 純正品	同上
14	マフラー	泰精板鉄工所 宝栄工業 大栄鉄鋼所 曙機械 神谷プレス 東京シャーリング 市川金属工業 純正各社	同上
15	コイル	日本電装 特殊変圧器 日立製作所 阪伸変圧器 純正各社	トヨタ いすゞ ふそう 日野 日産ディーゼルを除く
16	エレメント	東洋エレメント 東京滅菌 土屋製作所 国産機器 日本滅菌器 日本化工 ビーコックエレメント 山信工業 星高工業 純正品	純製の機料オイルエラー・フィルタのみ。 ただし、いすゞM010-1240-001 (登録番号G2001-0112-006) ふそう 日野 日産ディーゼルを

## 一般車両検査手順

一般車両並びに消防車両、給油車両、施設、荷役、その他の車両等において一般車両と共通部分についての定期検査手順は、次に述べる整備手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F.I.	F.M.	
I か じ 取 り 装 置	1. ハンドルの操作具合		○	<p>次の点検を実施する。</p> <p>(1) 一定車速で平坦な路面を直進中、ハンドルが振れることがないか、また、左右に取られることがないか。</p> <p>(2) 走行中にハンドルを操作したとき、操作が異常に重くないか、また、戻りがよいか。</p> <p>(3) ハンドルを上下、左右、軸方向に動かしたときにがたがないか、また、ハンドルを直進位置から左右に回したときの遊びの量が適当であるか。</p>
	2. ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックス各部からのオイル漏れがないかを目視などにより点検する。
	3. ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み		○	リフト・アップなどの状態で、ギヤ・ボックスとフレームとの取付けに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	4. ステアリング・ロッド・アーム類の緩み、がた、損傷	○	○	<p>リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類について可動部を操舵力の伝わる方向に手で握るなどして次の点検を実施する。</p> <p>(1) 連結部にがたがないか。</p> <p>(2) 取り付け部に緩みがないか。</p> <p>(3) 曲がりや損傷がないか。</p> <p>(4) 割ピンが欠損していないか。</p>
	5. ポール・ジョイント・ダスト・ブーツの亀裂、損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ロッド、アーム類のポール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	6. ステアリング・ナックルの連結部のがた	○	○	リフト・アップなどの状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏ませ、タイヤに手を掛け動かし、キング・ピン又はポール・ジョイントにがたがないかを点検する。
	7. ホイール・アライメント		○	ホイール・アライメント・テスタ(又は、キャンバ・キヤスター・キングpin・ゲージ、ターニング・ラジアス・ゲージ、トーリン・ゲージ)を用いて、キャンバ・キヤスター、トーリン(及びキング・pinの傾斜角度)が規定の範囲にあるかを点検する。(タイヤの異状摩耗、ハンドルの振れ、車体の傾きなどの異状が認められない場合は、サイド・スリップ・テスタにより点検してもよい。)
	8. パワー・ステアリングのベルトの緩みと損傷	○	○	<p>(1) 定められたブーリ間のベルト中央部を手(10kgf)で押したとき、たわみ量が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。</p> <p>(2) ベルト周間にわたって著しい摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。</p>
	9. パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量	○	○	<p>(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。</p> <p>ア ギヤ・ボックス、オイル・ポンプ、ホース、パイプ、接続部などからのオイル漏れがないか。</p> <p>イ ホースの劣化によるふくらみや損傷、亀裂などがないか。</p>

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F.I.	F.M.	
		○	○	(2) エンジン稼働状態でハンドル操作を行い、油温を上げた後リサーバ・タンクのオイル量を点検する。(車両によっては、冷間時エンジン停止状態で点検する車両もあるので注意。)
	10. パワー・ステアリング装置の取付の緩み	○		リフト・アップの状態で、スパナなどにより、次の点検を実施する。 (1) オイル・ポンプ及びギヤ・ボックスの取付部に緩みがないか。 (2) ホース及びパイプの接続部に緩みがないか。
Ⅱ 制動装置	1. ブレーキ・ペダルを踏み込んだときの床板とのすき間	○	○	エンジンをかけた状態でブレーキ・ペダルを強く踏み込んで、ペダルと床板とのすき間が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。また、踏みこたえから、エアの進入がないかを点検する。
	2. ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した路面を走行してブレーキ・ペダルを踏み込んだとき、踏力に応じた制動力が得られ、進行方向にまっすぐに止まることができるかを点検する。 ブレーキ・テスターで点検する場合は、左右前後輪の制動力の総和及び左右差が規定値にあるかを点検する。
	3. パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	○	○	(1) パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)を規定の力で操作したとき、引きしろ(踏みしろ)が、規定のノッチ数(ラケットがかみ込む音で確認)の範囲にあるか、また、開放時に走行位直に保持されるかを点検する。 (2) ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態で、レバーを駐車位置まで引いたとき、引っかかりなどの異状がなく、空気の排出音が聞こえること。また、駐車位置及び走行位置にそれぞれレバーが保持されるかを点検する。
	4. パーキング・ブレーキのきき具合	○	○	(1) 乾燥した急坂(5分の1(20%)勾配)の路面で、停止状態が保持できるかを点検する。 (2) ブレーキ・テスターで点検する場合は、制動力が規定値以上あるかを点検する。ただし、ホイールパーク式(空気式車輪制動型)にあっては、エンジンをかけて規定の空気圧の状態にして、レバーを駐車位置(またはテストポジション)まで引き点検する。
	5. ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、損傷、取付状態	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する ア ホース、パイプ、接続部に液漏れや損傷がないかを目視などにより点検する。 イ 走行中の振動やハンドル操作などによりパイプ、ホースが車体その他の部分と接触のおそれがないかを目視などにより点検する。 ウ ホースに劣化によるふくらみや亀裂、損傷がないかを目視などにより点検する。 エ 接続部、クラシフに緩みなどがないかをスパナなどにより点検する。 (2) エア・ブレーキにあっては、リフト・アップなどの状態で、ホース、パイプの接続部に石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。又は、エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F.I.	F.M.	
6. リザーバ・タンクの液量	○	○	(1) リザーバ・タンクの液量が規定の範囲(MAX～MINなど)にあるかを点検する。  (2) リザーバ・タンク周辺から液漏れがないかを目視などにより点検する。また、通気孔のある場合には、通気孔の詰まりを目視などにより点検する。	
7. ブレーキ・マスタ・シリンダの機能、摩耗、損傷	○		マスタ・シリンダに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。	
8. ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷	○		リフト・アップなどの状態で、ブレーキ・ドラムを取り外し、ホイール・シリンダ(シリンダ・ブッシュ内を含む。)に損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。	
9. ブレーキ・ディスク・キャリバの機能、摩耗、損傷	○		リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・キャリバに損傷や液漏れがないかを目視などにより点検する。	
10. ブレーキ・チャンバー・ロッドのストローク	○	○	規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、ロッドのストロークが規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。	
11. ブレーキ・チャンバーの機能	○		(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、チャンバーのクランプ回りに石けん水などを塗ってエア漏れがないかを目視などにより点検する。  (2) ペダルを戻したときのチャンバー・ロッドの戻りに異状がないかを目視などにより点検する	
12. ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブの機能	○		(1) 規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、ブレーキ・バルブ、クイック・レリーズ・バルブ、リレー・バルブからエア漏れがないかを音により点検する。また、ペダルを戻したとき、各バルブからのエアの排出に異状がないかを音により点検する。  (2) ブレーキ・バルブにあっては、エアの吐出側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルをいっぱいに踏み込ませ、圧力計がエア・タンク内の圧力と同じ圧力であるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、バルブ・スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。  (3) リレー・バルブにあっては、入口側と出口側に圧力計を取り付け、規定の空気圧の状態で、補助者にブレーキ・ペダルを踏み込ませ、入口側と出口側の圧力差が規定の範囲にあるかを点検する。又は、分解して、バルブ、ピストン、ダイヤフラム、スプリング、ゴム部品などに損傷やへたり、劣化がないかを目視などにより点検する。	
13. ブレーキ倍力装置のエアー・クリーナの詰まり	○		分離型真空倍力式にあっては、エレメントを取り出し、汚れによる詰まり、損傷がないかを目視などにより点検する。	

題序	試験項目	実施時期	点検の実施方法	
			PT	PM
14. テルーキー機器の機能	(1) 工事の導入検査 （2）工事の実施回数による定期検査	○	（1）各部の構造と機能を確認する。 （2）各部の構造と機能を確認する。 （3）各部の構造と機能を確認する。	（1）各部の構造と機能を確認する。 （2）各部の構造と機能を確認する。 （3）各部の構造と機能を確認する。
15. テルーキーの導入検査	（1）力の測定	○	（1）各部の構造と機能を確認する。 （2）各部の構造と機能を確認する。	（1）各部の構造と機能を確認する。 （2）各部の構造と機能を確認する。
16. テルーキーの定期検査	(1) 自動調整方式 (2) 手動調整方式	○ ○	（1）各部の構造と機能を確認する。 （2）各部の構造と機能を確認する。	（1）各部の構造と機能を確認する。 （2）各部の構造と機能を確認する。
17. テルーキーの定期検査	（1）力の測定 （2）手動調整方式	○ ○	（1）各部の構造と機能を確認する。 （2）各部の構造と機能を確認する。	（1）各部の構造と機能を確認する。 （2）各部の構造と機能を確認する。
18. テルーキー・エスカレーター	（1）力の測定 （2）手動調整方式	○ ○	（1）各部の構造と機能を確認する。 （2）各部の構造と機能を確認する。	（1）各部の構造と機能を確認する。 （2）各部の構造と機能を確認する。

点検 箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		E.I.	E.M.	
	19. パック・プレートの状態		○	(1) リフト・アップなどの状態で、パック・プレート又はアンカ・プラケットに損傷や亀裂、変形がないかを目視などにより点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、パック・プレート又はアンカ・プラケットの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	20. ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、タイヤを手で回したとき異状な引きずりがないかを点検する。
	21. ブレーキ・パッドの摩耗	○	○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外しキャリパ・ボディーの点検孔から、パッドの厚みを点検する。また、必要に応じてスケールなどにより点検する。
	22. ブレーキ・ディスクの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、ホイールを取り外し、ディスク・ロータに異状な摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。
	23. センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み	○	○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムの取付けボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	24. センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	○	○	リフト・アップなどの状態で、バーミング・ブレーキ・レバーを数回操作し、ブレーキ・シューを安定させた後、点検孔のあるものは、シックネス・ゲージにより、また、点検孔のないものは、アジャスタにより、すき間に点検する。
	25. センタ・ブレーキのライニングの摩耗		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ライニングに異状な摩耗や損傷、剥離がないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	26. センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗と損傷		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ブレーキ・ドラムを取り外し、ドラムの内側に異状な摩耗、損傷などがないかを目視などにより点検する。(ドラムとライニングとのすき間に異状がなければ、この点検を省略することができる。)
	27. 油圧式二重安全ブレーキ機構(セフティ・シリンダ式)の機能		○	フロント・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態とリヤ・ホイール・シリンダのエア・ブリーダを緩めた状態それぞれにおいて、ブレーキ・ペダルを反復して踏み込んだとき、ブレーキ・ペダルと床板とのすき間があるかを点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		E.I.	F.M.	
Ⅲ 走行装置	1. タイヤの状態	○	○	<p>リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。</p> <p>(1) タイヤ・ゲージを用いて、空気圧が規定値であるかを点検する。スペア・タイヤについても点検する。</p> <p>(2) タイヤの周囲にわたり、亀裂や損傷がないか、釘、石、その他の異物が刺さったり、かみ込んだりしていないか、また、偏摩耗などの異状な摩耗がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(3) タイヤの接地面に設けられているウェア・インジケータ（スリップ・サイン）の表示により点検するが、又は、タイヤの接地面の周囲にわたり、溝の深さが規定値以上あるかをティップス・ゲージなどにより点検する。</p>
	2. ホイール・ナットとホイール・ボルトの緩み	○	○	<p>(1) ホイール・ナット、ボルトに緩みがないかをホイール・ナット・レンチなどにより点検する。</p> <p>(2) 大型車両にあっては次の点検を実施する。</p> <p>ア J I S方式のシングル・タイヤ及びI S O方式のタイヤの場合は、トルク・レンチを用いるなどによりホイール・ナットを規定トルクでしめつける。</p> <p>イ J I S方式のダブル・タイヤの場合は、ホイール・ボルトの半数（1個おき）のアウター・ナットをゆるめて、インナー・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。次に、締めたアウター・ナットをトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。その後、ホイール・ボルトの残りの半数のアウター・ナット及びインナー・ナットについても同様の処置を講じる。</p> <p>(3) リヤ・シャフトの支持方式が全浮動式のものにあっては、アクスル・シャフトの取付けナット及びボルトに緩みがないかを点検する。</p>
	3. ホイール・ナットとホイール・ボルトの損傷（車両総重量8t以上の大型車において行う点検）	○		<p>(1) リフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外し、次の点検を実施する。</p> <p>ア ホイール・ボルト及びホイール・ナットについて、亀裂や損傷がないか、ボルトに伸びはないか、著しいさびの発生はないか等を目視などにより点検する。また、ねじ部につぶれ、やせ、かじり等の異状ないかを目視などにより点検する。</p> <p>イ ディスク・ホイールについて、ボルト穴や飾り穴のまわり及び溶接部に亀裂及び損傷がないか、ホイール・ナットの当たり面に亀裂、損傷及びへたりがないかを目視などにより点検する。また、ハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面に摩耗や損傷がないかを目視などにより点検する。</p> <p>(2) ディスク・ホイールを取付ける際に次の点検を実施する。</p> <p>ア 関係部品の清掃について、ディスク・ホイールのハブへの取付面とディスク・ホイール合わせ面、ホイール・ナットの当たり面、ハブのディスク・ホイール取付面、ホイール・ボルトのねじ部、ホイール・ナットのねじ部等を清掃し、さび、ゴミ、泥、追加塗装等の異物を取り除く。</p> <p>イ ホイール・ボルト及びホイール・ナットの潤滑について、J I S方式の場合は、ホイール・ボルト及びホイール・ナットのねじ部並びにホイール・ナットの当たり面に規定の油類を薄く塗布する。I S O方式の場合は、ホイール・ナットねじ部及びホイール・ナットとワッシャとの間にのみ規定の油類を塗布する。（潤滑について自動車製作者の指示がある場合は、その指示する方法で行うこと。）</p>

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F.I.	F.M.	
				<p>ウ ホイール・ナットの締付けは、当該ディスク・ホイールの中心点を挟んで反対側にある2つのホイール・ナットを交互に、かつ、個々のホイール・ナットが均等に締め付けられるように数回に分けて徐々に締める方法に則り行い、最後にトルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。この場合、なるべく奥まで手で回して入れ、円滑に回ることを確認し、ひっかかり等異状がある場合にはホイール・ボルト等を交換する。</p> <p>エ インパクト・レンチで締め付ける場合は、締付時間、圧縮空気圧力等に留意し、締めすぎないように十分注意を払い、最終的な締付けは、トルク・レンチを用いるなどにより規定トルクで締め付ける。</p> <p>(3) J I S方式のダブル・タイヤの場合は、始めにインナー・ナットについて、上記のリフト・アップなどの状態で、ディスク・ホイールを取り外して行う点検及びディスク・ホイールを取り付ける際に行う点検を行った後、アウター・ナットについて、インナー・ナットと同様に点検を行う。</p> <p>(4) ディスク・ホイールの取付け後、ディスク・ホイールの取付状態に適度な馴染みが生じる走行後（一般的に50～100km走行後が最も望ましい。）、ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み（3月ごとの点検項目）に示す方法によりホイール・ナットを締め付ける。</p>
	4. リム、サイド・リング、ホイール・ディスクの損傷	○		リム、サイド・リング、ホイール・ディスクに損傷、腐食などがないかを目視などにより点検する。また、サイド・リング付きのディスク・ホイールにあっては、合い口のすき間についても規定値内であるかを点検する
	5. フロント・ホイール・ペアリングのがた	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) タイヤの上下に手を掛けて動かし、がたがないかを点検し、がたがあった場合には、ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検し、ホイール・ペアリングのがたであるかどうかを点検する。（ブレーキ・ペダルを踏んで再度点検した時にがたがなくなれば、サスペンションなどのがたではなくホイール・ペアリングのがたとなる。）
IV 継衝装置	1. リーフ・スプリングの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、リーフ・スプリングに折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	2. リーフ・サスペンション取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) リーフ・スプリングのリボルト、スプリング・パンドなどに緩みや損傷がないかをスパナなどにより点検する。 (2) スプリング・ブラケットの取付部に緩みや損傷がないかを点検ハンマなどにより点検する。 (3) リーフ・スプリングのピンなどで連結されている部分を点検ハンマや手で搖るなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (4) 後二軸のトラニオン式などにあっては、トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）の連結部にがたがないかを点検ハンマなどにより点検する。

点検箇所	点検項目	点検時期		点検の実施方法
		F.I.	F.M.	
▼ 動 力 伝 達 裝 置	3. コイル・スプリングの損傷		○	リフト・アップなどの状態で、コイル・スプリングの折損、亀裂などがないかを目視などにより点検する。
	4. コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた及び損傷		○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) サスペンションの各取付ボルトやナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) サスペンションの各連結部を手で搔するなどして、軸方向又は直角方向にがたがないかを点検する。 (3) サスペンション各部に損傷がないか、また、ボール・ジョイントのダスト・ブーツに亀裂や損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. エア・サスペンションのエア漏れ	○	○	(1) エンジンを始動させ、タンク内圧力が規定値に達したときエンジンを停止させ、圧力計により空気圧の保持状態からエア漏れがないかを点検する。 (2) リフト・アップなどの状態で、ペローズ、レベリング・バルブ及びパイプの接続部などに石けん水などを塗って、エア漏れがないかを点検する。
	6. エア・サスペンションのペローズの損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、ペローズに損傷がないかを目視などにより点検する。
	7. エア・サスペンションの取付部、連結部の緩み及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) ラジアス・ロッド、スタビライザ、リンクageなどの取付部と連結部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (2) 取付部と連結部に損傷がないかを目視などにより点検する。
	8. エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能		○	車両を水平な場所に置き、エア・タンク内圧力が規定の範囲にあることを確認した後、フロント、リヤのペローズの高さが規定の範囲にあることをスケールなどにより点検する。(規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。)
	9. ショック・アブソーバの油漏れ及び損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ショック・アブソーバに油漏れ及び損傷がないか。 (2) 取付部に損傷がないか。
	1. クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間	○	○	(1) クラッチ・ペダルを手で抵抗を感じるまで押し、遊びの重が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。このとき、マスター・シリンダと一体型の倍力装置付きのクラッチにあっては、エンジンを停止しクラッチ・ペダルを数回踏み込んで、タンク内圧力を大気圧にして点検する。 (2) レリーズ・フォーク先端を手で動かし、レリーズ・フォーク先端の遊びの重が規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。(無調整式レリーズ・シリンドラの場合は、点検は不要。)



検査箇所	検査項目	検査時期		検査の実施方法
		F.I.	F.M.	
VI 電 気 装 置	8. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト総手部のがた		○	リフト・アップなどの状態で、プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトを手で動かし、次の点検を実施する。 (1) 回転方向に動かすことで、主にスプライン部の摩耗などによるがたがないかを点検する。 (2) 上下、左右に動かすことで、主に自在総手部の摩耗などによるがたがないかを点検する。
	9. プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのセンタ・ペーリングのがた		○	リフト・アップなどの状態で、センタ・ペーリング付近のシャフトを手で上下、左右方向に動かし、がたがないかを点検する。
	10. テファレンシャルのオイル漏れ、オイル量	○	○	(1) リフト・アップなどの状態で、テファレンシャル周辺からオイル漏れがないかを目視などにより点検する (2) リフト・アップなどの状態で、フィラ・プラグを取り外してプラグ穴に指を入れるなどしてオイル量を点検する。(オイル漏れがなければ、オイル量は正常と判断して、この点検を省略することができる。)
VII 電 気 装 置	1. スパーク・プラグの状態	○	○	スパーク・プラグ(白金プラグ及びイリジウム・プラグを除く。)を取り外し、次の点検を実施する。 (1) 電極に汚れや損傷、摩耗がないか、また、絶縁碍子に焼損がないかを目視などにより点検する。 (2) 中心電極と接地電極とのすき間(プラグ・ギャップ)が規定の範囲にあるかをプラグ・ギャップゲージなどにより点検する。
	2. 点火時期	○	○	エンジン暖機後、規定のアイドリング回転数で、タイミング・ライトなどを用いて、点火時期が適切であるかをクランク・フーリなどの合わせマークを見て点検する。
	3. ディストリビュータのキャップの状態	○		ディストリビュータのキャップを取り外し、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) キャップ、ロータの汚れがないか。 (2) ハイテンション・コードの差込部に緩みや錆などがないか。 (3) キャップ内側各端子(セグメント)に焼損や錆がないか。 (4) キャップの合わせ面がほこりなどで汚れていないか (5) センタ・ピースに損傷や摩耗がないか、また、スプリングにへたりなどがないか。
	4. バッテリのターミナル部の緩みと腐食	○	○	ターミナル部が、緩みや腐食により接続状態が不良でないかを点検する。
	5. 電気配線の接続部の緩みと損傷	○	○	(1) エンジンルーム内の電気配線について、次の点検を実施する。 ア 接続部に緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 イ 電気配線に損傷がないか、また、クランプに緩みがないかを目視などにより点検する。 ウ 電気配線が他部品と干渉するおそれがないかを点検する。 (2) 必要に応じ、シャシ各部の電気配線についても点検する。

検査箇所	検査項目	検査時期		検査の実施方法
		F T	F M	
VII 原動機	1. 低速と加速の状態	○	○	(1) エンジンを暖機させた状態で、アイドリング時の回転がスムーズに続くかを点検する。また、回転計を用いて点検する場合は、アイドリング時の回転数が規定の範囲にあるかを点検する。 (2) エンジンを徐々に加速したとき、アクセル・ペダルに引っ掛かりがないか、また、エンスト、ノックキングなどを起こすことなくスムーズに回転するかを走行するなどして点検する。
	2. 排気の状態	○	○	(1) ガソリン車及びLPG車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、回転計を用いてアイドリング回転数が規定の範囲にあるかを確認した後、排気ガスの色が白煙や黒煙でないかを目視により点検する。また、アイドリング時のCO(一酸化炭素)及びHC(炭化水素)の排出濃度をCO・HCテスターにより点検する。 (2) ジーゼル車は、エンジンを十分に暖機させた状態で、異状な黒煙を排出していないかを目視などにより点検する。
	3. エア・クリーナ・エレメンの状態	○	○	エレメントを取り外し、汚れ、詰まり、損傷などがないかを目視などにより点検する。
	4. エア・クリーナの油の汚れと量	○	○	エア・クリーナのケースを取り外し、オイルの汚れ具合を目視などにより点検する。また、オイルの量が規定の範囲にあるかを目視などにより点検する。
	5. シリンダ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態	○		シリンダ・ヘッド及びマニホールド各部の締付部に緩みがないかをトルク・レンチなどにより点検する。(塑性域締め(角度締め)方式の場合には、この点検は不要。) 7
	6. エンジン・オイルの漏れ	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) シリンダ・ヘッド・カバー、オイル・パン、ドレン・フラグなどからオイル漏れがないか。 (2) オイル・クーラ・ホースなどに劣化によるふくらみや亀裂損傷がないか。
	7. 燃料漏	○	○	リフト・アップなどの状態で、目視などにより、次の点検を実施する。 (1) フューエル・タンク、フューエル・ポンプ、ホース、パイプ、キャブレータ、インジェクタ、ノズル・ホールダ、インジェクション・ポンプなどから燃料漏れがないか。 (2) フューエル・ホース、パイプに亀裂や損傷がないか (3) 各ホース、パイプのクランプの取付けに緩みがないか。 (4) クランプのゴム等の劣化によりホース及びパイプの固定に異常がないか。
	8. ファン・ベルトの緩みと損傷	○	○	(1) 定められたブーリ間のベルト中央部を手(約10kg)で押したときのたわみ量が、規定の範囲にあるかをスケールなどにより点検する。又は、ベルト・テンション・ゲージ(張力計)を用いてベルトの張力が規定値内にあるかを点検する。

検査箇所	検査項目	検査時期		検査の実施方法
		F.I.	F.M.	
				(2) ベルト全周にわたっての内側や側面に、摩耗や損傷、亀裂がないかを目視などにより点検する。
	9. 冷却水漏れ	○		(1) アイドリング状態か、又はラジエータ・キャップ・テスターで加圧した状態で、ラジエータ、ウォータ・ポンプ、ラジエータ・ホース、ヒータ・ホースなどから水漏れがないかを目視などにより点検する。 (2) ラジエータ・ホースやヒータ・ホースに劣化や損傷がないか、また、ホースのクランプに緩みがないかをスパンなどにより点検する。
IV はい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	1. メターリング・バルブの状態	○		エンジンを作動させ、アイドリング状態でメターリング・バルブのインテーク・マニホールド側のホースをつまんだり放したりしたとき、バルブの作動音（カチカチ音）が発生するかを点検する。又は、メターリング・バルブの片側から通気し、反対側から通気しないことを点検する。
	2. ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷	○		目視などにより、次の点検を実施する。 (1) ホース、パイプなどの配管に劣化や損傷がないか。 (2) クランプの取付状態に異状がないか。
	3. 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷	○		ホース、パイプなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。
	4. チャコール・キャニスタの詰まりと損傷	○		(1) チャコール・キャニスタのフューエル・タンク側のホースを取り外しエアを送り、詰まりがないかを点検する。 (2) パージ・コントロール・バルブのフューエル・タンクからきているホース側を強く吹いたとき通気し、キャブレーターからきているホース側を強く吹いたとき通気しないこと、また、大気開放側から強く吹いたとき通気することを点検する。 (3) チャコール・キャニスタ本体に損傷がないかを目視などにより点検する。
	5. 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの損傷	○		チェック・バルブを取り外すなどして、チェック・バルブの両側から交互にエアを送り、通気状態に差があるかを手を当てるなどして点検する。
	6. 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩みと損傷	○		リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) 触媒などの排出ガス減少装置本体の取付けに緩みがないかをスパンなどにより点検する。 (2) 触媒本体に損傷がないかを目視などにより点検する（遮熱板に変形や損傷がなければ、この点検を省略することができる。） (3) 排気温度警告装置の配線の取付けに異状がないかを目視などにより点検する。
	7. 二次空気供給装置の機能	○		二次空気供給装置用フィルタの詰まりや損傷を点検する。また、アイドリング状態で、二次空気供給装置のエア・ホースをエア・クリーナ側で外し、ホースからの空気の吸い込みを点検する。（規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）

検査箇所	検査項目	検査時期		検査の実施方法
		E.I.	F.M.	
付属装置等	8. 排気ガス再循環装置の機能		○	エンジン暖機状態で、EGRコントロール・バルブのダイヤフラム部に手を当て、エンジン回転数を変化させたときのダイヤフラムの作動状況を確認する。（規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	9. 減速時排気ガス減少装置の機能		○	ダッシュ・ポットのロッドを指で押したとき抵抗感があり、指を離したとき瞬時に戻ることを確認することにより点検する。（規定の方法により点検を行うこととされている場合には、その方法により点検する。）
	10. 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷と取付状態		○	ホース及びパイプに損傷、外れなどがないかを目視などにより点検する。
付属装置等	1. 韶音器（ホーン）の作用		○	ホーンの音量及び音質を聴くことなどにより点検する。
	2. 窓拭器（ワイパー）及び洗浄液噴射装置（ウインド・ウォッシャ）の作用		○	次の点検を実施する。 (1) ウィンド・ウォッシャ液の量が適当か。 (2) ウィンド・ウォッシャ液の噴射の向き及び高さが適当か。 (3) ワイパーの低速及び高速の各作動が不良でないか。 (4) ワイパーの払拭状態が不良でないか。
	3. テフロスタの作用		○	テフロスタを作動させ、吹き出し口（サイドを含む。）からの空気の吹き出しや風量の切り替えに異状がないかを手を当てて点検する。
	4. 施錠装置（ステアリング・ロック）の作用		○	エンジン・キーを抜いたときステアリング・ロックが確実に作用するかを点検する。
	5. エキゾースト・パイプ、マフラ等の取付けの緩みと損傷	○	○	リフト・アップなどの状態で、次の点検を実施する。 (1) エキゾースト・パイプ及びマフラの取付部、接続部に緩みがないかを手で握るなどして点検する。 (2) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板の取付ボルト、ナットに緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) ラバー・ハンガーの劣化や損傷、取付状態を点検する。 (4) エキゾースト・パイプ、マフラ及び遮熱板に損傷や腐食がないかを点検する。 (5) エキゾースト・パイプ及びマフラが他の部分との接触のおそれがないかを点検する。 (6) エンジンを始動し、接続部などより排気ガスが漏れていないかを点検する。
	6. マフラの機能		○	エンジンを始動し、回転数を変化させ、排気音に異状がないかを聴くことなどにより点検する。
	7. 火花防止装置の状態	○	○	火花防止装置が十分冷えた状態で潤滑材等を使い点検プラグを外し、エンジンを始動させ火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたき、アクセルを軽く踏み込み媒が出ないか点検する。媒が出るようならプラグを外したまま、媒が出なくなるまで次の手順を繰り返し清掃する。

検査 箇所	検査項目	検査時期		検査の実施方法
		F.I.	F.M.	
				(1) 火花防止装置本体を木ハンマー等で軽くたたく。 (2) アクセルを軽く踏み込む。
8. エア・タンクの凝水	○	○		エア・タンクのドレン・コックを開き、タンクに水がたまっていないかを点検する。
9. エア・コンプレッサの機能		○		エア・タンクのエアを排出した後、エンジンを始動させ、アイドリング状態で、タンク内圧が規定値になるまでの所要時間を探ることにより点検する。
10. ブレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの機能		○		エンジン運転状態で、ブレーキ・ペダルを数回踏み、タンク内圧力が下限規定値に低下したときに、自動的にエア・コンプレッサが働き、上限規定値で自動的に停止するかを点検する。
11. 非常口の扉の機能	○	○		非常口の扉がスムーズに開き、確実に閉まるかを点検する。また、開いたときに警報装置が作動するかを点検する。
12. 車体（フレーム）、車体（ボディー）の緩みと損傷	○	○		(1) 乗用車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム、クロス・メンバなどに損傷などがないかを目視などにより点検する。 イ ドア、エンジン・フード、トランク・リッドなどの各ヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。 (2) 貨物車等は次の点検を実施する。 ア リフト・アップなどの状態で、フレーム、サイド・メンバ、クロス・メンバなどのリベット、ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、フレーム各部に損傷などがないかを目視などにより点検する。 イ チルト式キャブにあっては、キャブ・チルト・ロック装置、ヒンジなどの各部に緩みや損傷ないかを目視などにより点検する。また、機能に異状がないかを点検する。 ウ 物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などの取付ボルトに緩みがないかをスパナなどにより点検する。また、物品積載装置、巻込防止装置、突入防止装置などに損傷などがないかを目視などにより点検する。 エ ドア、エンジン・フード、バック・ドアなどのヒンジに緩みがないかを手で動かすなどして点検する。また、損傷がないかを目視などにより点検する。
13. 連結装置のカブラの機能と損傷		○		(1) 平坦な場所で、トレーラなどとの連結及び切離しがスムーズに行えるかを点検する。 (2) カブラの取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。 (3) カブラ・ジョー、ジョー・ピン、シャフト及び軸受部に摩耗や損傷、がたがないかを目視などにより点検する。また、ラバー式カブラの場合には、ラバーに損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。 (4) カブラ・サドル（ベース）の上面に損傷や摩耗がないかを目視などにより点検する。

検査箇所	検査項目	検査時期		検査の実施方法
		F.I.	F.M.	
	14. 連結装置のビントル・フックの摩耗、亀裂、損傷		○	ビントル・フックとルネット・アイに損傷がないかを目視などにより点検する。また、取付部に緩みがないかをスパナなどにより点検する。
	15. 座席ベルト（シート・ベルト）の状態		○	シート・ベルトに損傷がないかを目視などにより点検する。また、バックルを操作してかみ具合に異状がないかを点検する。
	16. 開屏発車防止装置の機能		○	乗降口の扉を開いたとき、運転席の警報装置が作動するか、また、扉を閉じた後でなければ発車しないかを点検する。
	17. シャシ各部の給油脂状態	○	○	(1) シャシ各部の給油脂の状態が十分であるかを目視などにより点検する。 (2) 給油脂部のダスト・ブッシュの破損、グリース・ニップルの脱落や緩みを点検する。 (3) 自動給脂式のものは、自動給脂装置のスイッチを操作し、バイロット・ランプの点灯により、給脂が十分であるかを目視などにより点検する。

## 施設、荷役、その他の車両検査手順

施設、荷役、その他の車両の定期検査の手順は一般車両検査手順のほかに次に述べる追加手順表を基準として実施する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F T	F M	
施設、荷役、その他の車両	1. キャリッジ	○	○	次の点検を実施する (1) 背当て(バックレスト)の安全度を検査する。フォークの曲りを検査し、ロック・ピンが定位位置に固定されていることを確かめる。両方のフォークの水平位置は、荷物を水平に取扱えるように同一でなければならない。 (2) ローラー及びシューの接着、摩耗、き裂及び破損を検査する。キャリッジ及びマスト・アッセンブリの損傷又はアライメントが正しくないかを検査する。すべてのボルト、ナットを締付ける。 (3) シリンダの漏れを点検する。
	2. 操作レバー	○	○	次の点検を実施する (1) リンク機構、ペダル及びケーブル全体の作動良好と給油を検査する。 (2) ロッド、ピン、クレビス及びケーブル、フッシュ又はペアリングの状態、調整が正しいか及び確実に締まっているかを検査する。キー・バー、コッター、ピン及びボルトが確実に定位位置に固定されていることを確認する。
	3. チェーン	○	○	チェーンの外部状態を点検し、過度の摩耗の有無を点検する。
	4. ケーブル	○	○	ケーブルの外部状態を点検し、ドラム等に整然と巻取られていることを確認する。ケーブルの破損、錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線の有無を点検する。
	5. シリンダ	○	○	次の点検を実施する (1) シール、ガスケット、ブーツ、パッキン及び配管の機能良好、取付けの確実及び漏えいを点検する。 (2) ピストン・ロッド、パッキン押さえを締める。(ロッドの表面には薄い膜が必要であるから余り締めつけ過ぎてはいけない。)
	6. 油圧ポンプ	○	○	往復運動式、遠心式、ダイアフラム式ポンプ、ピストン・インペラ、ダイアフラム及びシャフトの漏れ、アライメント及び過度の摩耗を検査する。
	7. 一般漏えい	○	○	次の点検を実施する (1) 原動機以外の水、空気、油系統の漏えいを綿密に点検する。 (2) ローラー・ペアリング、シャフト及びローラーの摩耗を点検する。ローラーは円滑に回転することを確かめる (3) ローラーの通路は清浄にして平滑でなければならない
	8. 旋回機構	○	○	次の点検を実施する (1) 作動良好、取付けの確実を点検し、摩耗度は、使用可能程度を超えていないかを確かめる。 (2) 給油の適正を点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		E.I.	F.M.	
	9. マスト本体、ブーム	○	○	全般的状態を点検する。メンバーの破損と安全度、シーブの過度の摩耗あるいはケーブルを損傷するおそれのあるフランジの破損を点検する。ブッシュとピンの過度の摩耗を点検し、ピン、リテナが確実であることを確認する。ブーム・ケーブルのよれこぶ及びより線のすり切れ又は断線を点検する。ケーブルは切損するおそれがある前に交換する。すべての取付けを確実に締付ける。
	10. 安全クラッチ、減速機構	○	○	機能良好、正規の調整、取付けの確実並びに油漏れを点検する。
	11. ドラム	○	○	次の点検を実施する (1) 外部状態を点検、機能良好及びアライメントを点検する。 (2) ドラムのペアリングの過度の摩耗を点検し、シールは良好な状態であることを確認する。
	12. 昇降機構	○	○	次の点検を実施する (1) 作動良好、取付けの確実、アライメント及び給油を点検する。ハウジングのシールとガスケットの漏れ及び破裂を点検する。ドラムのブッシュが作動に影響するほど摩耗していないか点検する。ケーブルの錆、過度の摩耗、よれ、こぶ及びより線の断線を点検する。ケーブルはドラムに整然と巻き取られているかを確認する。シーブ、ペアリングと取付けの状態を点検する。 (2) シーブ(つな車)はケーブルをいためつけるほど破損又は摩耗していないかを点検する。
	13. コンミューター及びブラシ	○	○	次の点検を実施する (1) コンミューター及びブラシの摩耗状態並びに、レギュレータの機能を点検する。 (2) コンミューター、ペアリングの摩耗と油止めの漏れを点検する。 (3) オイル及びグリースが過度にないことを点検しよこれがあれば清掃する。
	14. コントローラ	○	○	スイッチ、ギヤ、配線及びサーキット・ブレーカの作動状態の点検、すべての部品が正しく、確実に取付けてあること及び電気的接続が確実であることを点検する。すべての取付ボルトを確実に締めつけること。
	15. パワー・テイク・オフ	○	○	次の点検を実施する (1) 機能良好、正規の調整取付けの確実及び漏れを次の箇所について点検する。 (2) フロペラ・シャフト、ユニバーサル・ジョイント、ピロー・ブロック、ドライブ・チェーン、スラック、アジャスタ、コントロール・レバー
	16. 索導器 (FAIRLEAD) (クレーン全般に適用)	○	○	ブッシュ、ピン、シーブ及びマウンティングの過度の摩耗を点検する。ケーブルの錆、より線のすり切れ又は切損並びにフラット・スポットを点検する。
	17. クレーン・アタッチメント	○	○	次の点検を実施する (1) ブームの各軸受部、溶接部及び全般について点検する割れ、歪、損傷等の有無を点検する。

点検箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		E.I.	F.M.	
XII かく座機取密器材	18. キャタピラ 19. 排土板及びスクレーバ 20. フィフス・ホイール 21. 辅助脚 22. キング・ピン	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	(2) 各シーブの変形、溝の著しい摩耗及びフランジの偏摩耗等の有無を点検する。 (3) 軸と軸金の摩耗を点検し、間隔が規定以上のときは調整する。
				次の点検を実施する (1) キャタピラに変形、き裂等が入っていないか点検するセンター・ガイドの摩耗による破損はどうか。 (2) リベットのゆるみはないか調べ、過度の摩耗及び破損が有れば交換する。 (3) 連結チェーンのマスター・ピンが確実に締まっているかを点検する。破損又は過度に曲ったトラック・シールは交換する。
				排土板、サークル・ピン、キング・ピン、ビボット・ソケット及びホールの過度の摩耗と全般的な状態を点検する。取付ボルトのゆるみ点検、スクレーバに変形及び破損はないか、過度の摩耗又はき裂の有無を点検する。
				次の点検を実施する (1) 締付け、取付けが正常な状態にあり、ゆるみ、破損等がなく作動が良好であるか点検する。 (2) 給油の状態を検査する。キング・ピン・ロックは正しく作動するか、キング・ピンに過度の摩耗はないかを点検する。
				次の点検を実施する (1) 辅助脚を手動しその作動状態を点検する。 (2) 各締付部、取付部が正常であるか、破損がないか点検する。
				キング・ピンは正常な状態にあるか、摩耗破損等の欠陥がないか作動状態が良好か、カップラとの結合箇所は完全であるか点検する。
XIII クレーン・エンジン ・異音・馬力・アイドリング ・加速)	1. 操向装置 2. 操向アライメント 3. クレーン・エンジン(始動 ・異音・馬力・アイドリング ・加速)	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	次の点検を実施する (1) 油圧シリンダの取付部のがた、損傷、シリンダ、ホース、油漏れについて点検する。 (2) フィードバック用ボテンション・メーターのリンクがたを点検する。 (3) ボテンション・メーターの絶縁抵抗の測定(10MΩ以上)
				ホイール・アライメントの狂いがないか点検する。旋回軸受けケガキ線±1°以内とする。
				次の点検を実施する (1) 各取付け部及び締付けが正常な状態にあるか点検する (2) エンジンを始動し、そのかかり具合、アクセル・レバーの作動が良好か点検する。 (3) 低速または、高速回転時に異音が聞こえないか、排氣色は正常か点検する。 (4) エンジン・オイルを点検し、その粘度が季節に適応しているか、あるいは給油後の運転時間が給油間隔基準を超通している場合は交換する。

点検 箇所	点検項目	検査時期		点検の実施方法
		F.I.	F.M.	
		○	○	(5) 技術指令書にしたがって、燃料ポンプの圧力試験を行う。燃料ポンプまたは、燃料濾過器、配管のスクリーン、沈殿物、フィルタ、エレメントの清掃または、交換を行う。 ○ (6) オイル・ポンプの作動状況を点検し、フィルタ配管のよごれを除去する。 ○ ○ (7) 技術指令書にしたがって、エア・クリーナの清掃、手入れをするとともに、必要に応じてエレメントを交換する。 ○ ○ (8) ファンがゆるんでいないか、ブーリー及びファンの取付け状態は良好か、ファン・ベルトの張りは適当か、摩耗または、損傷していないか点検する。 ○ ○ (9) 不凍液の比重を測定し、指定された比重にするとともに記録する。 ○ (10) 各シリンダの圧力検査を行い、圧縮圧力不足の場合はその原因を探求する。 ○ ○ (11) 噴射ノズルを取り外し、よごれ、損傷の有無を点検するとともに、噴射圧、噴霧状態、油密が良好か点検する。 ○ ○ (12) 噴射時期及びガバナーの機能を点検する。 ○ ○ (13) 燃料噴射ポンプ各部の取付け及び機能を点検する。 ○ ○ (14) 技術指令書で1年毎に実施を要求されている項目について点検及び交換を行う。
4. クレーン電気系統		○	○	次の点検を実施する (1) 各ライト類は正常な状態で作動するか点検する。 (2) 操作室内の各計器及び配線等の状態が正常な状態で作動が良好であるか点検する。
5. 補助脚		○	○	次の点検を実施する (主) 1 補助脚の伸張は必ず走行高さで行う。 2 補助脚は、補助脚コントロール・レバーだけでは操作できない。クレーン操縦室内のパレブ・レバーも操作する。 (1) 取付け部のボルトの緩みはないか、各配管及び締手からの油漏れはないか、点検する。 (2) シリンダの作動はスムーズか、またはシリンダの傷はないか点検する。 (3) 先端部球面受けの作動は、良いか点検するとともに油脂を行う。
6. 通話装置		○	○	次の点検を実施する (主) クレーン運転室接続時に通信切替えスイッチ(3)が“2”である時、またクレーン運転室が接続されていない時に切替えスイッチ(3)が“3”である時には、前後運転室間の通信ができない。 (1) 電源が通しているか、通信切替えスイッチは正しいか確認し、接続ケーブルを点検する。 (2) ヘッド・セット用マイク、レシーバ、音量調整ボリューム、ジャック端子の状態を点検する。







1. 比較器	※		1. ワイパー及びウインド・ウォッシャの作用	※	
2. ファン・ベルトの込みと複数	※		2. テフロスターの作用		
3. 冷却水漏れ	※		4. 電池容量の作用		
■ 5. 燃料、空気のあるガス、省略なガス等の漏出防止装置			5. エキソースト・パイプ、マフラ等の抜けの込みと複数		
1. メーキング・バルブの位置			6. マフラーの構造		
2. ブローバイ・ガス遮断装置の配管等の複数			7. 火石防止装置の位置		
3. 運行蒸気ガス排出防止装置の配管等の複数			8. エア・タンクの漏水		
4. チャコール・キャニスターの詰まりと複数			9. エア・コンプレッサの構造		
5. 運行蒸気ガス排出防止装置のチェック・バルブの複数			10. ブレッシャ・レギュレータ、アンローダ・バルブの構造		
6. 脱水器の排出ガス減少装置の込みと複数			11. オメロの管の構造		
7. 二次空気供給装置の構造			12. 車体、車体の込みと複数	※	
8. 排気ガス再循環装置の構造			13. 墓石装置のカブラの構造と複数		
9. 運行蒸気ガス減少装置の構造			14. 墓石装置のピントル・フック座耗、重量、複数		
10. 一般化炭素等漏出防止装置の配管の長さと取付け位置			15. シート・ベルトの長さ		
■ 11. 管路装置等			16. 防爆装置の構造		
12. ホーンの作用	※		17. シャシ各部の給油脂状態	※	
番号については、捺印の項目のみであれば監査員欄及び監査官等の長印欄にそれぞれ監査員の長の署名又は押印で可、監査員欄及び監査官等の長印欄は省略可。					
付記又は特記事項					
監査員印		監査員印		監査官印	
監査官等の長印					

車両等作業用紙（施設、荷役その他の車両等）										整備作業チェック記号																						
車種				検査の箇所		I: <input type="checkbox"/> M: <input type="checkbox"/> + <input type="checkbox"/> 管理機:※印				✓ 良好	T 検付																					
自動車番号				所轄区域						✗ 開栓	C 清掃																					
開始日付				完了日付						✗× 告白	L 番地																					
										✗××	修理																					
										分類したら記号を□で囲む																						
点検項目					記	備考	点検項目					記	備考																			
I. かじ取り装置							II. ホイール・ナットとホイール・ボルトの遊び																									
1.ハンドルの遊び具合	※						3.ホイール・ナットとホイール・ボルトの遊戻																									
2.ステアリング・ギヤ・ボックスのオイル漏れ	※						4.リム・サイド・リング、ホイール・ディスクの遊戻																									
3.ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの遊び	※						5.フロント・ホイール・ペアリングのかた																									
4.ステアリング・ロッド・アーム等の遊び、かた、遊戻	※						6.リヤ・ホイール・ペアリングのかた																									
5.ポール・ジョイント・ダスト・ブーツの遊戻・遊戻	※						IV. 空気圧装置																									
6.ステアリング・ナックル部蓋部ののかた	※						7.リーフ・スプリングの遊戻	※																								
7.ホイール・アライメント	※						8.リーフ・サスペンションの遊び具合、遊戻部の遊び、かた、遊戻																									
8.パワー・ステアリング・ベルトの遊びと遊戻	※						①リーフ・スプリングのリボルト・スプリング・バンド																									
9.パワー・ステアリング装置のオイル漏れ、オイル量	※						②スプリング・フラケットの遊び部																									
10.パワー・ステアリング装置の取付けの遊び	※						③リーフ・スプリング・ピンなどの遊び部																									
II. 制動装置							④トルク・ロッド（ラジアス・ロッド）の遊戻部																									
1.ブレーキ・ペダルの遊び、踏込んだときの反応との比較	※						8.コイル・スプリングの遊戻																									
2.ブレーキの動き具合	※						4.サスペンションの遊び部、遊戻部の遊び、かた、遊戻																									
3.パーキング・ブレーキ・レバーの引きしろ	※						①サスペンションの遊び部ボルト・ナット																									
4.パーキング・ブレーキの動き具合	※						②サスペンションの遊び部の遊びのかた																									
5.ブレーキ・ホース及びパイプの漏れ、遊戻、取付け具合	※						③サスペンション各部の遊戻、ボール・ジョイントの																									
6.リザーバー・タンクの容量	※						ダスト・ブーツの遊戻・遊戻																									
7.ブレーキ・マスター・シリダの遊戻、遊戻、遊戻	※						9.エア・サスペンションのエア漏れ																									
8.ブレーキ・ホイール・シリダの遊戻、遊戻、遊戻	※						10.エア・サスペンションのペローズの遊戻																									
9.ブレーキ・ディスク・キャリパーの遊戻、遊戻、遊戻	※						11.エア・サスペンションの遊び部の遊びと遊戻																									
10.ブレーキ・チャンバー・ロッドのストローク	※						12.エア・サスペンションのレベリング・バルブの遊戻																									
<table border="1"> <tr> <td>前</td><td>左</td><td>右</td><td>後</td><td>左</td><td>右</td><td>前</td><td>左</td><td>右</td><td>後</td> </tr> <tr> <td>左</td><td>-</td><td>-</td><td>右</td><td>-</td><td>-</td><td>左</td><td>-</td><td>-</td><td>右</td> </tr> </table>										前	左	右	後	左	右	前	左	右	後	左	-	-	右	-	-	左	-	-	右	13.ショック・アブソーバの油漏れ及び遊戻		
前	左	右	後	左	右	前	左	右	後																							
左	-	-	右	-	-	左	-	-	右																							
III. ブレーキの確認							V. 効力伝達装置																									
11.ブレーキ・チャージの確認	※						1.クラッチ・ペダルの遊びとクラッチ・ペダルの折れたときの反応との比較																									
12.ブレーキ・バルブ、クリック・レリーズ・パレブ、リレー・パレブの遊戻	※						①クラッチ・ペダルの遊び	※																								
13.ブレーキ・油力充電のエア・クリーナの詰まり	※						②リリーズ・フォーク先端の遊び	※																								
14.ブレーキ・油力充電の設定	※						③クラッチ・ペダルの遊びとの比較	※																								
15.ブレーキ・カムの遊戻	※						14.クラッチの作用																									
16.ブレーキ・ドラムとライニングとの遊戻	※						15.クラッチの音																									
17.ブレーキ・シューの遊戻が分岐びライニングの遊戻	※						16.トランスマッision、トランスマッisionのオイル漏れ																									
18.ブレーキ・ドラムの遊戻と遊戻	※						17.トランスマッision、トランスマッisionのオイル量																									
19.パック・ブレートの遊戻	※						18.ドライブ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部の																									
20.ブレーキ・ディスクとパッドとの遊戻	※						ダスト・ブーツの遊戻・遊戻																									
21.ブレーキ・パッドの遊戻	※						19.プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト把手の遊び																									
<table border="1"> <tr> <td>前</td><td>左</td><td>右</td><td>後</td><td>左</td><td>右</td><td>前</td><td>左</td><td>右</td><td>後</td> </tr> <tr> <td>左</td><td>-</td><td>-</td><td>右</td><td>-</td><td>-</td><td>左</td><td>-</td><td>-</td><td>右</td> </tr> </table>										前	左	右	後	左	右	前	左	右	後	左	-	-	右	-	-	左	-	-	右	①スライド・ハンドルの遊戻によるがた		
前	左	右	後	左	右	前	左	右	後																							
左	-	-	右	-	-	左	-	-	右																							
VI. ブレーキ装置							②自走手元の遊戻によるがた																									
22.ブレーキ・ディスクの遊戻と遊戻	※						20.ディファレンシャルのオイル漏れ、オイル量																									
23.センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの遊び	※						1.スパーク・プラグの長さ																									
24.センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとの遊戻	※						2.タイヤの長さ																									
25.センタ・ブレーキのライニングの遊戻	※						3.ディストリビュータのキャップの遊び																									
26.センタ・ブレーキ・ドラムの遊戻と遊戻	※						4.バッテリのケーブル等の遊びと取扱	※																								
27.油圧式二重主ブレーキ装置の遊戻	※						5.電気配線の遊戻部の遊びと遊戻	※																								
VII. 走行装置																																
1.タイヤの状態	※						6.走行と加速の状態																									
①タイヤの空気圧（スペア・タイヤ含む）	※						7.走行の状態																									
②タイヤの遊戻、遊戻	※						8.走行の状態																									
③タイヤの溝の深さ、異常	※						9.走行の状態																									
*タイヤの溝の深さ	※						10.走行の状態																									
<table border="1"> <tr> <td>前</td><td>左</td><td>右</td><td>後</td><td>左</td><td>右</td><td>前</td><td>左</td><td>右</td><td>後</td> </tr> <tr> <td>左</td><td>-</td><td>-</td><td>右</td><td>-</td><td>-</td><td>左</td><td>-</td><td>-</td><td>右</td> </tr> </table>										前	左	右	後	左	右	前	左	右	後	左	-	-	右	-	-	左	-	-	右	11.エア・クリーナ・エレメントの状態		
前	左	右	後	左	右	前	左	右	後																							
左	-	-	右	-	-	左	-	-	右																							
VIII. エンジン							12.エア・クリーナの油の汚れと量																									
1.エンジン・オイルの漏れ	※						13.シリンドラ・ヘッド、マニホールド各部の漏け長さ																									



### 検査機器等による検査

車種	車番	型式	車台番号	車体の形狀				
最大積載量	車両重量	車両総重量	原動機型式	長さ	幅	高さ	総積載量又は定格質量	標準定員
kg	kg	kg		mm	mm	mm	kg	人

#### ■検査機器等による検査

## ■ 目視等による検査

機 械 装 置	①最高地上高
	②最大安産標準度
	③最小回転半径
	④原動機及び動力伝達装置
	⑤走行装置
	⑥機械装置
	⑦制動装置
	⑧起倒装置
	⑨燃料装置及び電気装置
	⑩本体及び車輪
	⑪遮蔽装置
	⑫光反射装置及び物品運載装置
	⑬前面ガラスその他の窓ガラス
	⑭密着防止装置
	⑮ばい正等の各種防止装置
	⑯灯火装置及び反射等
	⑰警報装置
	⑲信号装置
	⑳視野を確保する装置
	㉑走行距離計その他の計
	㉒吸防火装置
	㉓内圧容器及びその附属装置
	㉔その他

事業場所、所在地、電話番号 印	車船主氏の氏名（姓氏前に同じ）	車載実験者	登録担当者名
	実施の年月日 年　月　日	(会員) 車船を完了した年月日 年　月　日	(会員) 車船中の飲食料酒類 年　月　日

事業用等(定期)点検整備記録簿  
分 解 整 備 記 錄 簿

点検 良好	交換 ×	調整 A	清掃 C
分解 ○	修理 △	継付 T	塗油 L

3 ( )

12(□+□)

か月定期点検整備

## 点検の結果及び(分解)整備の概要

(余印は3か月2,000km以下の走行距離によって省略できる項目) 余印の項目は、車両重量8トン以上または乗員定員30人以上の自動車を除く

印の点検は、人の速送の用に供する自動車が対象

事業用等(被牽引車除く)・別表3

【この記録簿は、一年間携行保存して下さい。】

■ステアリング装置	
ハンドルの操作具合	ハンドルの遊び、かた
ステアリング・キヤ・ホックスのオイルの漏れ	
ステアリング・キヤ・ホックスの取付けの緩み	
☆ロッド・アーム類の緩み、かた、損傷	
ロッド・アーム類のホール・ショントのダスト・ツーツの電刷、接触	
☆ステアリング・ナックルの連結部のかた	
ホイール・アライメント	
パワー・ステアリング・ベルトの緩み、損傷	
☆パワー・ステアリングのオイルの漏れ	
☆パワー・ステアリングのオイルの量	
パワー・ステアリングの取付けの緩み	
■ブレーキ装置	
ブレーキ・ペダルの遊び	
ブレーキ・ペダルの踏み込んだときの床板とのすき間	
ブレーキの効き具合	
ハーキング・ブレーキ・レバー・ペダルの引きしうる音	
ハーキング・ブレーキの効き具合	
ブレーキ・ホース、ハイフの漏れ、損傷、取付状態	
ブレーキ液の量	
ブレーキ・マスター・シリンダの機能、摩耗、損傷	
ブレーキ・ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷	
ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷	
ブレーキ・チャンバのロッドのストローク	
ブレーキ・チャンバの機能	
ブレーキ・バルブ・クイックリリース・バルブ、リレーバルブの機能	
ブレーキ倍力装置のエア・クリーナの詰まり	
ブレーキ倍力装置の油密、気密、チェック・バルブ、リレーバルブの機能	
ブレーキ・カムの摩耗	
ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	
☆ブレーキ・ショーの搭動部分、ライニングの摩耗	
ブレーキ・ドラムの摩耗、損傷	
バック・フレートの状態	
☆ブレーキ・ディスクとハッドとのすき間	
☆ブレーキ・ハッドの摩耗	
ブレーキ・ディスクの摩耗、損傷	
センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み	
センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間	
センタ・ブレーキのライニングの摩耗	

センタ・フレーキ・トラムの摩耗・損傷  
二重安全フレーキ機構の機能

■走行装置

- ☆タイヤの空気圧 / タイヤの亀裂・損傷
- ☆タイヤの溝の深さ・異状摩耗 / スペア・タイヤの空気圧
- ホイール・ナット、ホイール・ボルトの緩み
- ホイール・ナット、ホイール・ボルトの損傷
- リム、サイド・リンク、ティスク・ホイールの損傷
- ☆フロント・ホイール・ペアリングのかた
- リヤ・ホイール・ペアリングのがた

■サスペンション

- リーフ・スプリングの損傷
- リーフ・スプリング、スプリンク・ラケットの取付部の緩み・損傷
- リーフ・スプリング、トルク・ロッドの連結部のかた
- コイル・スプリングの損傷
- コイル・サスペンションの取付部・連結部の緩み・かた
- コイル・サスペンション各部の損傷
- エア・サスペンションのエア漏れ
- ☆エア・サスペンションのヘロースの損傷
- ☆エア・サスペンションの取付部・連結部の緩み・損傷
- エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能
- ショック・アブソーバの損傷、油漏れ

■動力伝達装置

- クラッチ・ペダルの遊び
- クラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間
- クラッチの作用 / クラッチ液の量
- ☆トランスマッision、トランスマッisionのオイルの漏れ
- ☆トランスマッision、トランスマッisionのオイルの量
- ☆フローラ・シャフト、ドライフ・シャフトの連結部の緩み
- ドライフ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のタス・ヘーフの緩み・損傷
- フローラ・シャフト、ドライフ・シャフトのスフライアン部のかた
- フローラ・シャフト、ドライフ・シャフトのユニバーサル・ジョイント部のかた
- フローラ・シャフト、ドライフ・シャフトのセンタ・ペアリングのかた
- ☆テフランシャルのオイルの漏れ / ☆テフランシャルのオイルの量

■電気装置

- ☆スイッチ類の操作不良 / リフレッシュは操作制御 / 点火時期
- ディストリビューターのキャップの状態
- ハッピテリのターミナル部の緩み・島食
- 電気配線の接続部の緩み・損傷

■エンジン	低速、加速の状態 排気ガスの色 ☆エア・クリーナー、エレメントの汚れ、詰まり、損傷 シリコン・ヘッド、マニホールド各部の綿付状態 エンジン、オイルの漏れ ファンベルトの緩み、損傷	CO、HCの濃度 燃料漏れ 冷却水の漏れ
■ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置	メタリックハーフの状態 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷 チャコール、キニスタの詰まり、損傷 燃素蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの機能 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩み、損傷 二次空気供給装置の機能 減速時排気ガス減少装置の機能	プロバイ・カス運送装置の管路の持続性
■附属装置等	一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷、取付状態	
ホーンの作用 ウインド・ウィッシュの作用 ハンドル・ロック装置の作用		ワイハの作用 テフロスターの作用
☆エキゾースト、ハイフ、マフラーの取付けの緩み、損傷、腐食 ☆遮熱板の取付けの緩み、損傷、腐食		
マフラーの機能 エア・コンフレッサの機能 フレッシュ・レギュレーター、アンローダ・バルブの機能 非常口の扉の機能 連結装置のカフルラの機能、損傷		エア・タンクの機能 エア・コンフレッサの機能
シート・ベルトの損傷、作用 開閉発進防止装置の機能		フレーム、ホーテーの緩み、損傷 シャシ各部の油脂状態
■高圧ガスを燃料とする燃料装置等	ハイフ、ジョイント部のガス漏れ、損傷 ガス・ポンベ取付部の緩み、損傷	

●CO、HC濃度 (アイドリング時)		●タイヤの溝の深さ(1.6mm以上)			
CO	%	前輪	前 左 後	右	前 後
HC	ppm	後輪	前 左 後	前	前 後

●フレーキ・ハット、ライニングの厚さ			
前輪	前左	前右	前後
前	mm	mm	mm
後	mm	mm	mm
後輪	前左	前右	前後
前	mm	mm	mm
後	mm	mm	mm

出處標名 所有權 一切

点検の年月日	整備主任者の氏名
年　　月　　日	
(分解)整備を完了した年月日	(分解)整備時の総走行距離
年　　月　　日	km

使用者用

**事業用等被牽引車除く・別表3**

この記録簿は、一年間携行保存して下さい。

自動車登録番号 又は車両登録番号	車台番号
型式指定番号	部類区分番号

**事業用等(定期)点検整備記録簿  
(12か月定期点検整備用)  
分解整備記録簿**

点検 良好	<input checked="" type="checkbox"/>	分解	<input type="checkbox"/>	交換	<input checked="" type="checkbox"/>	修理	<input checked="" type="checkbox"/>	調整	<input type="checkbox"/>	A	<input type="checkbox"/>	締付	<input type="checkbox"/>	T	<input type="checkbox"/>	清掃	<input type="checkbox"/>	C	<input type="checkbox"/>	捺印(x)	L
費	I	取付	S	取外	R	測定	K	脱着	D	仮金	B	否	P	否	E	研磨	G	オイル	H	OH	

**点検の結果及び(分解)整備の概要**

(☆印は3か月2,000km以下の走行距離によって省略できる項目) ※印の項目は、車両総重量8トン以上または乗車定員30人以上の自動車が対象。 ◎印の点検は、人の運送の用に供する自動車が対象。 ●印の装置には厳しい使われ方をする車の点検あり

**■ステアリング装置 ●**

- ハンドルの操作具合 / ハンドルの遊び、がた
- ☆ステアリング・ギヤ・ボックスのオイルの漏れ
- ☆ステアリング・ギヤ・ボックスの取付けの緩み
- ☆ロッド、アーム類の緩み、がた、損傷
- ロッド、アーム類のホールジョイントのダスト・ブーツの亀裂、損傷
- ☆ステアリング・ナックルの連結部のがた
- ホイール・アライメント
- パワー・ステアリング・ベルトの緩み、損傷
- ☆パワー・ステアリングのオイルの漏れ
- ☆パワー・ステアリングのオイルの量
- パワー・ステアリングの取付けの緩み

**■ブレーキ装置**

- ブレーキ・ペダルの遊び
- ブレーキ・ペダルの踏み込んだときの床板とのすき間
- ブレーキの効き具合
- バーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)の引きしる(踏みしろ)
- バーキング・ブレーキの効き具合
- ブレーキ・ホース、パイプの漏れ、損傷、取付状態
- ブレーキ液の量
- ブレーキ・マスター・シリンドラの機能、摩耗、損傷
- ブレーキ・ホイール・シリンドラの機能、摩耗、損傷
- ブレーキ・ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷
- ブレーキ・カムの摩耗
- ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間
- ☆ブレーキ・ショューの摺動部分、ライニングの摩耗
- ブレーキ・ドラムの摩耗、損傷
- バック・ブレートの状態
- ☆ブレーキ・ディスクとパッドとのすき間
- ☆ブレーキ・パッドの摩耗
- ブレーキ・ディスクの摩耗、損傷
- センタ・ブレーキ・ドラムの取付けの緩み
- センタ・ブレーキ・ドラムとライニングとのすき間
- センタ・ブレーキのライニングの摩耗

- センタ・ブレーキ・ドラムの摩耗、損傷  
二重安全ブレーキ機構の機能

**■走行装置**

- ☆タイヤの空気圧 / ☆タイヤの亀裂、損傷
- ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗 / スペア・タイヤの空気圧
- ホイール・ナット、ホイール・ボルトの緩み
- ※ホイール・ナット、ホイール・ボルトの損傷
- リム、サイド・リング、ディスク・ホイールの損傷
- ☆フロント・ホイール・ペアリングのがた
- リヤ・ホイール・ペアリングのがた

**■サスペンション ●**

- リーフ・スプリングの損傷
- リーフ・スプリング、スプリング・ブラケットの取付部の緩み、損傷
- リーフ・スプリング、トルク・ロッドの連結部のがた
- コイル・スプリングの損傷
- コイル・サスペンションの取付部、連結部の緩み、がた
- コイル・サスペンション各部の損傷
- エア・サスペンションのエア漏れ
- ☆エア・サスペンションのベローズの損傷
- ☆エア・サスペンションの取付部、連結部の緩み、損傷
- エア・サスペンションのレベリング・バルブの機能
- ショック・アブソーバの損傷、油漏れ

**■動力伝達装置 ●**

- クラッチ・ペダルの遊び
- クラッチ・ペダルの切れたときの床板とのすき間
- クラッチの作用 / クラッチ液の量
- ☆トランスミッション、トランスファのオイルの漏れ
- ☆トランスミッション、トランスファのオイルの量
- ☆プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトの連結部の緩み
- ドライブ・シャフトのユニアーサル・ジョイント部のダスト・ブーツの亀裂、損傷
- プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのスプライン部のがた
- プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフトのユニアーサル・ジョイント部のがた
- ☆テフロンシールのオイルの漏れ / ☆テフロンシールのオイルの量

**■電気装置**

- ☆スパーク・プラグの極間、点火時期

- ディストリビュータのキャップの状態

- バッテリのターミナル部の緩み、腐食

- 電気配線の接続部の緩み、損傷

**■エンジン ●**

- 低速、加速の状態
- 排気ガスの色 / CO、HCの濃度

- ☆エア・クリーナ・エレメントの汚れ、詰まり、損傷

- シリンドラ・ヘッド、マニホールド各部の締付状態

- エンジン・オイルの漏れ / 燃料漏れ

- ファン・ベルトの緩み、損傷 / 冷却水の漏れ

**■ばい煙、悪臭のあるガス、有害なガス等の発散防止装置**

- メタリング・バルブの抜き / ブローバイ・ガス還元装置の配管の損傷

- 燃料蒸発ガス排出抑止装置の配管等の損傷

- チャコール・キャニスターの詰まり、損傷

- 燃料蒸発ガス排出抑止装置のチェック・バルブの機能

- 触媒等の排出ガス減少装置の取付けの緩み、損傷

- 二次空気供給装置の機能 / 排気ガス再循環装置の機能

- 減速時排気ガス減少装置の機能

- 一酸化炭素等の発散防止装置の配管の損傷、取付状態

**■附属装置等**

- ホーンの作用 / ワイバの作用

- ウインド・ウォッシャーの作用 / デフロスターの作用

- ハンドル・ロック装置の作用

- ☆エキゾースト・パイプ・マフラの取付けの緩み、損傷、腐食

- ☆遮熱板の取付けの緩み、損傷、腐食

- マフラの機能 / エア・タンクの凝水

- エア・コンプレッサーの機能

- ブレッシャ・レギュレーター、アンローダ・バルブの機能

- 非常口の扉の機能 / フレーム、ボーテーの緩み、損傷

- 連結装置のカプラの機能、損傷

- 連結装置のビントル・フックの摩耗、亀裂、損傷

- ◎ショート・ベルトの損傷、作用

- 開扉発車装置の機能 / シャシ各部の給油脂状態

**■高圧ガスを燃料とする燃料装置等**

- パイプ、ジョイント部のガス漏れ、損傷

- ガス・ポンベ取付部の緩み、損傷

**日 常 点 檢**

- バッテリ液の量 / 冷却水の量

- エンジン・オイルの量 / エンジンのかかり具合、異音

- ヘッドランプ、ストップ・ランプ

- ウインカーランプ等の点灯、汚れ、損傷

**厳しい使われ方をする車の点検**

- ステアリング・ギヤ・ボックスの機能

- ナックル又はかじ取り車輪の旋回動作

- シャシばね又はショック・アブソーバの緩衝能力

- トランスミッション又はトランスファの変速機構又は動力分配機構の機能

- プロペラ・シャフト又はドライブ・シャフトの回転時の状態

- 原動機の運転状態

その他の点検項目

**交換部品等**

**数量**

**メンテナンスに関するアドバイス**

- ホイール取付後の走行による初期しみにより  
輪付力が低下しますので50km走行を目安に  
ホイール・ボルト・ナットの増し締めを行って下さい。

タイヤの溝の深さ(1.6mm以上)		ブレーキ・パッド、ライニングの厚さ		車両場名、所在地、認証番号				整備主任者の氏名 (検査員に同じ)	点検実施者名	作業担当者名
前 左	前 右	mm	前 右	mm	前 左	前 右	mm			
後 左	後 右	mm	後 右	mm	後 左	後 右	mm			
前 左	前 右	mm	前 右	mm	前 左	前 右	mm	点検の年月日	(分解)整備を完了した年月日	(分解)整備時の総走行距離 km
後 左	後 右	mm	後 右	mm	後 左	後 右	mm	年 月 日	年 月 日	年 月 日

**使用者用**

## ■検査機器等による検査

■目視等による検査									
前 前 輪	右 前 輪	制動力 N (kg)	車重 N (kg)	前 右 左		前 照 灯		前 部 霧 灯	
				左右差 N (kg) kg	高さ N (kg) kg	cm	cm	cd	聴感・テスター デジタル
前 後 輪	右 後 輪	制動力 N (kg)	車重 N (kg)	左右差 N (kg) kg		速度計の誤差 +・-		速度計の誤差 +・-	
				左右差 N (kg) kg	光 N/kg (%)	cm	cm	km/h	聴感・テスター デジタル
後 前 輪	右 前 輪	制動力 N (kg)	車重 N (kg)	左右差 N (kg) kg		指示針の振れ +・-		指示針の振れ +・-	
				左右差 N (kg) kg	光 N/kg (%)	下	左・右 cm	km/h	聴感・テスター デジタル
後 後 輪	右 後 輪	制動力 N (kg)	車重 N (kg)	左右差 N (kg) kg		速度表示灯の誤差 +・-		速度表示灯の誤差 +・-	
				左右差 N (kg) kg	光 N/kg (%)	左・右 cm	cm	km/h	聴感・テスター デジタル
計	手 動	制動力 N (kg)	車両重量 N (kg)	主×100 kg		タイヤの振れ 良・否		タイヤの振れ 良・否	
				副×100 kg	光 N/kg (%)	主×100 cm	cm	km/h	聴感・テスター デジタル
走行テスト 等の方法と 結果		車両重量 N (kg)	度	副×100 kg		サイド・スリップ イン・アウト		サイド・スリップ イン・アウト	
				度	cd	cd	mm	mm	聴感・テスター デジタル

■自動車検査証・抹消登録証明書又は自動車検査証返納証明書の記載事項との照合

自動車の種別	用 途	自家用・事業用の別	車体の形状	車 名	型 式	東車定員	最大積載量
普通・小型・特	乗用・乗合・貨物用	自家用・事業用	箱型・キャブオーバ・バン・ダンプ			人	kg
車両重量	車両総重量	原動機の型式	長さ	幅	高さ	燃料の種類	ガソリン・軽油 LPG・その他
kg	kg		cm	cm	cm	kW	U

■依頼者の氏名等

受付年月日	年月日	年月日	初度登録年月又は初度検査年月
依頼者(使用者)の 氏名又は名称			年月日
住所			年月日
(備考)			

■保安基準適合証及び  
保安基準適合標章の番号

保安基準適合証及び 保安基準適合標章の番号	保安基準適合 標章交付
有・無	
限定期限保安基準適合証の番号	

## 自家用乗用車等・別表6

この記録簿は、二年間携行保存して下さい。

## 使用者用

点検 良好		交換	調整	A	清掃	C	自家用乗用等(定期)点検整備記録簿																																					
<input checked="" type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>	分 解 整 備 記 錄 簿																																					
								年定期点検整備																																				
								1年(□) 2年(□+□)																																				
								(印は1年5,000km以下 の走行距離によって省略できる項目) (★印は2年10,000km以下)																																				
点検の結果及び(分解)整備の概要							●印は1年点検の範囲ないし復元をした場合のメーカーの指定する項目																																					
<b>エンジン・ルーム点検</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">■パワーステアリング</td> <td style="width: 50%;">■冷却装置</td> </tr> <tr> <td>ベルトの緩み、損傷 ★取付けの緩み オイルの漏れ オイルの量</td> <td>ファン・ベルトの緩み、 漏れ 冷却水の漏れ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">■点火装置</td> <td style="width: 50%;">■燃料装置</td> </tr> <tr> <td>スパーク・プラグの状態 (白金プラグ、イリジウム ・プラグは点検省略可)</td> <td>燃料漏れ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">■バッテリ、電気配線</td> <td style="width: 50%;">■公害発散防止装置等</td> </tr> <tr> <td>ターミナル部の緩み、腐食 電気配線の接続部の緩み、 損傷</td> <td>メターリング・バルブの状態 燃料蒸発力ス排出抑止 装置の配管等の損傷</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">■エンジン</td> <td style="width: 50%;">■</td> </tr> <tr> <td>排気ガスの色 CO、HCの濃度 ★エア・クリーナ・エレメント の汚れ、詰まり、損傷</td> <td>タイヤの溝の深さ (1.6mm以上) ●ブレーキ・パッド、 ライニングの厚さ</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>							■パワーステアリング	■冷却装置	ベルトの緩み、損傷 ★取付けの緩み オイルの漏れ オイルの量	ファン・ベルトの緩み、 漏れ 冷却水の漏れ			■点火装置	■燃料装置	スパーク・プラグの状態 (白金プラグ、イリジウム ・プラグは点検省略可)	燃料漏れ			■バッテリ、電気配線	■公害発散防止装置等	ターミナル部の緩み、腐食 電気配線の接続部の緩み、 損傷	メターリング・バルブの状態 燃料蒸発力ス排出抑止 装置の配管等の損傷			■エンジン	■	排気ガスの色 CO、HCの濃度 ★エア・クリーナ・エレメント の汚れ、詰まり、損傷	タイヤの溝の深さ (1.6mm以上) ●ブレーキ・パッド、 ライニングの厚さ																
■パワーステアリング	■冷却装置																																											
ベルトの緩み、損傷 ★取付けの緩み オイルの漏れ オイルの量	ファン・ベルトの緩み、 漏れ 冷却水の漏れ																																											
■点火装置	■燃料装置																																											
スパーク・プラグの状態 (白金プラグ、イリジウム ・プラグは点検省略可)	燃料漏れ																																											
■バッテリ、電気配線	■公害発散防止装置等																																											
ターミナル部の緩み、腐食 電気配線の接続部の緩み、 損傷	メターリング・バルブの状態 燃料蒸発力ス排出抑止 装置の配管等の損傷																																											
■エンジン	■																																											
排気ガスの色 CO、HCの濃度 ★エア・クリーナ・エレメント の汚れ、詰まり、損傷	タイヤの溝の深さ (1.6mm以上) ●ブレーキ・パッド、 ライニングの厚さ																																											
<b>室内点検</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">■ハンドル</td> <td style="width: 50%;">■パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)</td> </tr> <tr> <td>操作具合 遊び、がた</td> <td>引きしき(踏みしき) ハーキング・ブレーキの きき具合</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">■ブレーキ・ペダル</td> <td style="width: 50%;">■クラッチ・ペダル</td> </tr> <tr> <td>遊び 踏み込んだときの床板との すき間</td> <td>遊び 切れたときの床板との すき間</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>							■ハンドル	■パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)	操作具合 遊び、がた	引きしき(踏みしき) ハーキング・ブレーキの きき具合			■ブレーキ・ペダル	■クラッチ・ペダル	遊び 踏み込んだときの床板との すき間	遊び 切れたときの床板との すき間			<b>下廻り点検</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">■エンジン・オイル</td> <td style="width: 50%;">■ブレーキ・ホース、パイプ</td> </tr> <tr> <td>漏れ</td> <td>漏れ、損傷、取付状態</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">■ステアリング・ギヤ・ボックス</td> <td style="width: 50%;">■エキゾースト・パイプ、マフラ</td> </tr> <tr> <td>★取付けの緩み</td> <td>●取付けの緩み、損傷、腐食 マフラの機能</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>		■エンジン・オイル	■ブレーキ・ホース、パイプ	漏れ	漏れ、損傷、取付状態			■ステアリング・ギヤ・ボックス	■エキゾースト・パイプ、マフラ	★取付けの緩み	●取付けの緩み、損傷、腐食 マフラの機能														
■ハンドル	■パーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)																																											
操作具合 遊び、がた	引きしき(踏みしき) ハーキング・ブレーキの きき具合																																											
■ブレーキ・ペダル	■クラッチ・ペダル																																											
遊び 踏み込んだときの床板との すき間	遊び 切れたときの床板との すき間																																											
■エンジン・オイル	■ブレーキ・ホース、パイプ																																											
漏れ	漏れ、損傷、取付状態																																											
■ステアリング・ギヤ・ボックス	■エキゾースト・パイプ、マフラ																																											
★取付けの緩み	●取付けの緩み、損傷、腐食 マフラの機能																																											
<b>足廻り点検</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">■かじ取り車輪</td> <td style="width: 50%;">■ホイール</td> </tr> <tr> <td>★ホイール・アライメント</td> <td>☆タイヤの空気圧 ☆タイヤの亀裂、損傷 ☆タイヤの溝の深さ、 異状摩耗 スペア・タイヤの空気圧</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">■ショック・アブソーバ</td> <td style="width: 50%;">■サスペンション</td> </tr> <tr> <td>損傷、油漏れ</td> <td>●取付部、連結部の緩み、がた 各部の損傷</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">■ブレーキのマスタ・シリンダ、ホイール・ シリンダ、ディスク・キャリパ</td> <td style="width: 50%;">■ブレーキ・ディスク、ドラム</td> </tr> <tr> <td>燃料蒸発力ス排出抑止 装置の配管等の損傷</td> <td>マスタ・シリンダの液漏れ ホイール・シリンダの液漏れ ディスク・キャリパの液漏れ マスタ・シリンダの軋耗、摩耗、損傷 ホイール・シリンダの軋耗、摩耗、損傷 ディスク・キャリパの軋耗、摩耗、損傷</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>							■かじ取り車輪	■ホイール	★ホイール・アライメント	☆タイヤの空気圧 ☆タイヤの亀裂、損傷 ☆タイヤの溝の深さ、 異状摩耗 スペア・タイヤの空気圧			■ショック・アブソーバ	■サスペンション	損傷、油漏れ	●取付部、連結部の緩み、がた 各部の損傷			■ブレーキのマスタ・シリンダ、ホイール・ シリンダ、ディスク・キャリパ	■ブレーキ・ディスク、ドラム	燃料蒸発力ス排出抑止 装置の配管等の損傷	マスタ・シリンダの液漏れ ホイール・シリンダの液漏れ ディスク・キャリパの液漏れ マスタ・シリンダの軋耗、摩耗、損傷 ホイール・シリンダの軋耗、摩耗、損傷 ディスク・キャリパの軋耗、摩耗、損傷			<b>外廻り点検</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">■デファレンシャル</td> <td style="width: 50%;">■フレーム、ボーデー</td> </tr> <tr> <td>★オイルの漏れ</td> <td>★オイルの漏れ、損傷</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <b>日常点検</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">■ブレーキ液の量</td> <td style="width: 50%;">■バッテリ液の量</td> </tr> <tr> <td>☆ディスクとハッドとのすき間</td> <td>☆バッテリ液の量</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">■プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト</td> <td style="width: 50%;">■エンジン・オイルの量</td> </tr> <tr> <td>★連接部の緩み ●トラクション・ユニット・ジョイント 部のカス・アーチの軋耗、損傷</td> <td>エンジンのかかり具合、 異音 低速、加速の状態</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>		■デファレンシャル	■フレーム、ボーデー	★オイルの漏れ	★オイルの漏れ、損傷			■ブレーキ液の量	■バッテリ液の量	☆ディスクとハッドとのすき間	☆バッテリ液の量			■プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト	■エンジン・オイルの量	★連接部の緩み ●トラクション・ユニット・ジョイント 部のカス・アーチの軋耗、損傷	エンジンのかかり具合、 異音 低速、加速の状態		
■かじ取り車輪	■ホイール																																											
★ホイール・アライメント	☆タイヤの空気圧 ☆タイヤの亀裂、損傷 ☆タイヤの溝の深さ、 異状摩耗 スペア・タイヤの空気圧																																											
■ショック・アブソーバ	■サスペンション																																											
損傷、油漏れ	●取付部、連結部の緩み、がた 各部の損傷																																											
■ブレーキのマスタ・シリンダ、ホイール・ シリンダ、ディスク・キャリパ	■ブレーキ・ディスク、ドラム																																											
燃料蒸発力ス排出抑止 装置の配管等の損傷	マスタ・シリンダの液漏れ ホイール・シリンダの液漏れ ディスク・キャリパの液漏れ マスタ・シリンダの軋耗、摩耗、損傷 ホイール・シリンダの軋耗、摩耗、損傷 ディスク・キャリパの軋耗、摩耗、損傷																																											
■デファレンシャル	■フレーム、ボーデー																																											
★オイルの漏れ	★オイルの漏れ、損傷																																											
■ブレーキ液の量	■バッテリ液の量																																											
☆ディスクとハッドとのすき間	☆バッテリ液の量																																											
■プロペラ・シャフト、ドライブ・シャフト	■エンジン・オイルの量																																											
★連接部の緩み ●トラクション・ユニット・ジョイント 部のカス・アーチの軋耗、損傷	エンジンのかかり具合、 異音 低速、加速の状態																																											
<b>メンテナンスに関するアドバイス</b> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%;">フローベラ・シャフト、ドライブ・シフト</td> <td style="width: 50%;">ヘッドランプ、ストップランプ、ウ インドランプ等の点滅、消滅</td> </tr> <tr> <td>☆ドラムとライニングとのすき間 ☆ブレーキ・シャーの稼動 部分、ライニングの摩耗</td> <td>ウインド・ウォッシャ液の 量、噴射状態</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> </tr> </table>							フローベラ・シャフト、ドライブ・シフト	ヘッドランプ、ストップランプ、ウ インドランプ等の点滅、消滅	☆ドラムとライニングとのすき間 ☆ブレーキ・シャーの稼動 部分、ライニングの摩耗	ウインド・ウォッシャ液の 量、噴射状態																																		
フローベラ・シャフト、ドライブ・シフト	ヘッドランプ、ストップランプ、ウ インドランプ等の点滅、消滅																																											
☆ドラムとライニングとのすき間 ☆ブレーキ・シャーの稼動 部分、ライニングの摩耗	ウインド・ウォッシャ液の 量、噴射状態																																											
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td colspan="2">●CO、HC濃度 (アイドリング時)</td> <td colspan="2">●タイヤの溝の深さ (1.6mm以上)</td> <td colspan="3">事業場名、所在地、認証番号</td> </tr> <tr> <td>CO</td> <td>%</td> <td>前輪 左 mm</td> <td>右 mm</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td>HC</td> <td>ppm</td> <td>後輪 左 mm</td> <td>右 mm</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>前輪 左 mm</td> <td>右 mm</td> <td colspan="3"></td> </tr> <tr> <td colspan="2"></td> <td>後輪 左 mm</td> <td>右 mm</td> <td colspan="3"></td> </tr> </table>							●CO、HC濃度 (アイドリング時)		●タイヤの溝の深さ (1.6mm以上)		事業場名、所在地、認証番号			CO	%	前輪 左 mm	右 mm				HC	ppm	後輪 左 mm	右 mm						前輪 左 mm	右 mm						後輪 左 mm	右 mm				点検の年月日 年 月 日 (分解)整備を完了した年月日 年 月 日		
●CO、HC濃度 (アイドリング時)		●タイヤの溝の深さ (1.6mm以上)		事業場名、所在地、認証番号																																								
CO	%	前輪 左 mm	右 mm																																									
HC	ppm	後輪 左 mm	右 mm																																									
		前輪 左 mm	右 mm																																									
		後輪 左 mm	右 mm																																									
							整備主任者の氏名 (分解)整備時の走行距離 km																																					

## 自家用乗用車等・別表6

この記録簿は、二年間携行保存して下さい。

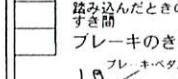
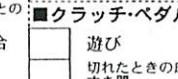
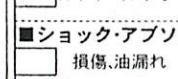
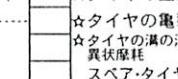
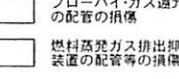
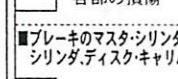
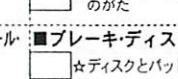
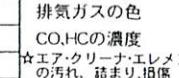
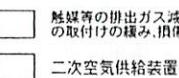
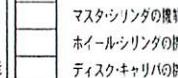
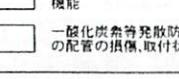
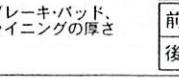
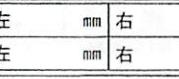
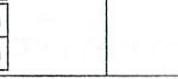
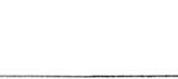
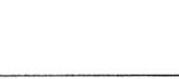
### 別紙様式第5—5 (1/2)

## 使用者用

点検 良好	<input checked="" type="checkbox"/>	分解	<input type="radio"/>	交換	<input type="checkbox"/>	修理	<input type="checkbox"/>	調整	<input type="checkbox"/>	A	<input type="checkbox"/>	採付	<input type="checkbox"/>	T	<input type="checkbox"/>	清掃	<input type="checkbox"/>	C	<input type="checkbox"/>	給油(油)	<input type="checkbox"/>	L
要検査	I	取付	S	取外	R	測定	K	脱着	D	板金	B	塗装	P	溶接	E	研磨	G	ナット	OH			

### 点検の結果及び(分解)整備の概要

(★印は1年5,000km以下  
の走行距離によって省略できる項目)  
●印の装置には厳しい使われ方をする車の点検あり

エンジン・ルーム点検		室内点検		下廻り点検		厳しい使われ方をする車の点検	
<b>■パワーステアリング</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ベルトの緩み、損傷</li> <li><input type="checkbox"/> ★取付けの緩み</li> <li><input type="checkbox"/> オイルの漏れ</li> <li><input type="checkbox"/> オイルの量</li> </ul> 		<b>■冷却装置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ファン・ベルトの緩み、損傷</li> <li><input type="checkbox"/> 冷却水の漏れ</li> </ul> 		<b>■ハンドル</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 操作具合</li> <li><input type="checkbox"/> 遊び、がた</li> </ul> 		<b>■バーキング・ブレーキ・レバー(ペダル)</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 引きしろ(踏みしろ)</li> <li><input type="checkbox"/> バーキング・ブレーキのきき具合</li> </ul> 	
<b>■点火装置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ☆スパーク・プラグの状態(白金ブラグ、イリジウム・プラグは点検名義可)</li> <li><input type="checkbox"/> 点火時期</li> <li><input type="checkbox"/> ディストリビュータのキャップの状態</li> </ul> 		<b>■燃料装置</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 燃料漏れ</li> </ul> 		<b>■フレーキ・ペダル</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 遊び</li> <li><input type="checkbox"/> 踏み込んだときの床板とのすき間</li> <li><input type="checkbox"/> ブレーキのきき具合</li> </ul> 		<b>■エンジン・オイル</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 漏れ</li> </ul> 	
<b>■バッテリ、電気配線</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ターミナル部の緩み、腐食</li> <li><input type="checkbox"/> 電気配線の接続部の緩み、損傷</li> </ul> 		<b>■公害発散防止装置等</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> メターリング・バルブの状態</li> <li><input type="checkbox"/> プローバイ・ガス還元装置の配管の損傷</li> </ul> 		<b>■サスペンション</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 取付部、連結部の緩み、がた</li> <li><input type="checkbox"/> 各部の損傷</li> </ul> 		<b>■クラッチ・ペダル</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 遊び</li> <li><input type="checkbox"/> 切れたときの床板とのすき間</li> </ul> 	
<b>■エンジン</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 排気ガスの色</li> <li><input type="checkbox"/> CO、HCの濃度</li> <li><input type="checkbox"/> ☆エア・クリーナー・エレメントの汚れ、詰まり、損傷</li> </ul> 		<b>■</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 二次空気供給装置の機能</li> <li><input type="checkbox"/> 排気ガス再循環装置の機能</li> <li><input type="checkbox"/> 減速時排気ガス減少装置の機能</li> <li><input type="checkbox"/> 一酸化炭素等発散防止装置の配管の損傷、取付け状態</li> </ul> 		<b>■かじ取り車輪</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ★ホイールアライメント</li> </ul> 		<b>■ホイール</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ☆タイヤの空気圧</li> <li><input type="checkbox"/> ☆タイヤの亀裂、損傷</li> <li><input type="checkbox"/> ☆タイヤの溝の深さ、異状摩耗</li> <li><input type="checkbox"/> スペア・タイヤの空気圧</li> </ul> 	
<b>■</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> マスター・シリンダの液漏れ</li> <li><input type="checkbox"/> ホイール・シリンダの液漏れ</li> <li><input type="checkbox"/> ディスク・キャリパの液漏れ</li> <li><input type="checkbox"/> ホイール・シリンダの機能、摩耗、損傷</li> <li><input type="checkbox"/> ディスク・キャリパの機能、摩耗、損傷</li> </ul> 		<b>■</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ブレーキのマスタ・シリンダ、ホイール・シリンダ・ディスク・キャリパ</li> </ul> 		<b>■</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ブレーキ・ディスク、ドラム</li> <li><input type="checkbox"/> ☆ディスクとパッドとのすき間</li> <li><input type="checkbox"/> ☆ブレーキ・パッドの摩耗</li> <li><input type="checkbox"/> ディスクの摩耗、損傷</li> </ul> 		<b>■ブレーキ・ホース、パイプ</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 漏れ</li> <li><input type="checkbox"/> 漏れ、損傷、取付け状態</li> </ul> 	
<b>■</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> ブレーキ・パッド、ライニングの厚さ</li> </ul> 		<b>■</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 事業場名、所在地、認証番号</li> </ul> 		<b>■</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 整備主任者の氏名(従業員に同じ)</li> </ul> 		<b>■</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 点検実施者名</li> </ul> 	
						<b>■</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 作業担当者名</li> </ul> 	
						<b>■</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> 点検の年月日</li> </ul> 	
						<b>■</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> (分解)整備を完了した年月日</li> </ul> 	
						<b>■</b> <ul style="list-style-type: none"> <li><input type="checkbox"/> (分解)整備時の総走行距離</li> </ul> 	

タイヤの溝の深さ (1.6mm以上)	前輪	左 mm	右 mm	事業場名、所在地、認証番号	整備主任者の氏名 (従業員に同じ)	点検実施者名	作業担当者名
ブレーキ・パッド、 ライニングの厚さ	後輪	左 mm	右 mm				
	前輪	左 mm	右 mm				
	後輪	左 mm	右 mm				

## ■検査機器等による検査

制動力		計量単位(N・kg)		照 明		前部 燃 灯		警 音 器		目視等による検査	
前輪	右 N (kg)	軸重	左右差	右 N (kg)	取付高さ	走行用・すれ違い灯				①最低地上高 ②最大安定傾斜角度	
左 N (kg)	N (kg)	N (kg)	N (kg)	N (kg)	N (kg)					③最小回転半径	
右 N (kg)	N (kg)	N (kg)	N (kg)	N (kg)	N (kg)	光	下	cm	cd	④原動機及び動力伝達装置	
左 N (kg)	N (kg)	N (kg)	N (kg)	N (kg)	N (kg)	軸	左・右	cm	cm	⑤走行装置	
右 N (kg)	N (kg)	N (kg)	N (kg)	N (kg)	N (kg)	光	主×100	cm	km/h	⑥操縦装置	
左 N (kg)	N (kg)	N (kg)	N (kg)	N (kg)	N (kg)	光	副×100	cd	km/h	⑦制動装置	
手動 N (kg)	N (kg)	N (kg)	N (kg)	N (kg)	N (kg)		度	cd	km/h	⑧燃料装置及び電気装置	
走行テスト等の方法と結果										⑨車両及び車体	
										⑩前面ガラスその他の窓ガラス	
										⑪騒音防止装置	
										⑫(はい)等の差防歟装置	
										⑬灯火装置及び反射器	
										⑭警報装置	
										⑮指示装置	
										⑯視野を確保する装置	
										⑰走行距離計その他の計器	
										⑱防火装置	
										⑲内圧容器及びその附属装置	
										⑳その他	
<b>■自動車検査抹消登録証明書又は自動車検査証明書の記載事項との照合</b>											
自動車の種別		用途		自家用・事業用の別		車体の形状		車名		乗車定員	
普通・小型・軽		乗用・貨物・特種		自家用・事業用		箱型・ステーションワゴン・バン					
車両重量		原動機の型式		長さ		幅		高さ		最大積載量	
kg		kg		cm		cm		cm		kg	
<b>■依頼者の氏名等</b>											
受付年月日		年月日		年月日		年月日		年月日		年月日	
依頼者(使用者)の 氏名又は名称											
住所所											
(備考)											

(日本工業規格A列3番)

## 必要部品及び修理要領明細書

差注依頼番号

契約番号

物品番号

品名(型式)

一連番号

適用技術指令書

会社名

監督官名

確認年月日

発刊年月日

印

印

注: 適用技術図者は本表に作成しようとしたTO(日付を含む)のみ記載する。

1. 本表には整備作業の実施に際し使用する交換部品  
補充部品及び機械加工、板金等の作業、改道時の特  
殊工程作業を記入する。
  2. 備考欄には修理箇所の程度を記入する。





## 官給部品使用明細書作成要領

- 1 官給部品使用明細書作成要領（以下、「明細書」という。）は、契約書の官給部品表に記載されている品目ごとに作成し監督官の確認を得るものとする。
- 2 様式は、別紙様式第6とし（1頁目はその1、2頁目はその2を使用）記入要領は次による。
  - (1) 「提出会社」  
契約相手方の会社名を記入する。
  - (2) 「作成者」  
契約書に記載された代表者名を記入する。
  - (3) 「提出番号」  
同一の契約における提出回数を記入する。
  - (4) 「頁」  
頁番号及び総員数を記入する。
  - (5) 「発注依頼番号」「契約品名」「契約番号（年月日）」  
契約書に記載された発注請求番号、契約品名、契約番号及び契約年月日を記入する。
  - (6) 「明細書作成対象品名・数量」  
官給部品表記載された品名のうち、当該明細書作成の対象とした品名及び数量を記入する。
  - (7) 「項目番号」  
表に記入する官給部品について一連の番号を記入する。
  - (8) 「物品番号」「部品番号」「品名」「単価」  
官給部品表に記載されていない場合は担当者に問い合わせたうえ記入する。
  - (9) 「数量」  
当該契約のうち対象品目に使用した官給部品の数量を記入する。
  - (10) 「金額」  
数量×単価で算出した金額を記入する。
  - (11) 「備考」  
その他、参考となる事項を記入する。





## 修理不能品発生（見込）報告書

航空自衛隊  
部隊名  
契約担当官殿

住所  
会社名  
代表者名 印

発注依頼番号		数量	
契約番号		金額	
契約年月日		納期	
品名			

上記契約については、修理限度額超過が見込まれますので、指示されたく報告します。

監督官確認

年月日

階級

氏名 印

